

平成28年12月6日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 重 信 好 範	2番 伊 藤 芳 則	3番 弓 掛 元
4番 藤 井 憲一郎	5番 新 家 良 和	6番 黒 木 靖 治
7番 横 光 春 市	8番 桑 田 典 章	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 保 実 治	12番 吉 岡 広小路
13番 福 岡 誠 志	14番 小 田 伸 次	15番 岡 田 美津子
16番 鈴 木 深由希	17番 澤 井 信 秀	18番 齊 木 亨
19番 池 田 徹	20番 大 森 俊 和	21番 竹 原 孝 剛
22番 杉 原 利 明	23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	瀬 崎 智 之	政 策 部 長	藤 井 啓 介
<small>総務部長 併選挙管理委員会 事務局長</small>	福 永 清 三	財 務 部 長	部 谷 義 登
地 域 振 興 部 長	白 石 欣 也	市 民 部 長	森 本 純
福 祉 保 健 部 長	日 野 宗 昭	<small>子育て・女性支援部長</small>	瀧 奥 恵
市 民 病 院 部 長	山 本 直 樹	<small>産業環境部長 併農業委員会事務局長</small>	花 本 英 蔵
事 務 部 長		水 道 局 長	坂 本 高 宏
建 設 部 長	上 岡 讓 二	教 育 次 長	中 宗 久 之
教 育 長	松 村 智 由	布 野 支 所 長	沖 田 昌 子
君 田 支 所 長	落 田 正 弘	吉 舎 支 所 長	木 屋 繁 広
作 木 支 所 長	加 藤 良 二	三 和 支 所 長	勝 山 修
三 良 坂 支 所 長	岡 本 一 彦	監 査 事 務 局 長	落 合 裕 子
甲 奴 支 所 長	内 藤 かすみ		

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	丸 亀 徹
議 事 係 長	水 本 公 則	政 務 調 査 係 長	明 賀 克 博
政 務 調 査 主 任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 吉 岡 広小路 伊 藤 芳 則 鈴 木 深由希 横 光 春 市 齊 木 亨 澤 井 信 秀 杉 原 利 明 重 信 好 範 山 村 恵美子 宍 戸 稔

平成28年12月三次市議会定例会議事日程（第3号）

（平成28年12月6日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		吉 岡 広小路…………… 99
		伊 藤 芳 則……………117
		鈴 木 深由希……………127
		横 光 春 市……………141
		齊 木 享……………156
		澤 井 信 秀（延会）
		杉 原 利 明（延会）
		重 信 好 範（延会）
		山 村 惠美子（延会）
		宍 戸 稔（延会）



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（亀井源吉君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様、視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は一般質問の2日目であります。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、黒木議員及び横光議員を指名いたします。

ここで、昨日の弓掛議員の一般質問に対し、上岡建設部長から発言したい旨、申し出がありましたので、これを許します。

（建設部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 上岡建設部長。

〔建設部長 上岡譲二君 登壇〕

○建設部長（上岡譲二君） 昨日、弓掛議員の一般質問にありました土砂災害警戒区域内での建築物の規制について御答弁させていただきます。

土砂災害特別警戒区域内では、居室を有する建築物を建築する場合、急傾斜地の崩壊などに伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して建築物の構造が安全なものであれば、建築可能です。新築や増改築に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止、軽減するための基準を満たすものになっているかについて確認申請書を提出して、建築主事の確認を受けることが必要になります。

○議長（亀井源吉君） この際、御報告いたします。本日の一般質問に当たり、吉岡議員から資料を画面表示したい旨、事前に申し出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容につきましては配付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（亀井源吉君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 吉岡議員。

〔12番 吉岡広小路君 登壇〕

○12番（吉岡広小路君） 皆さん、おはようございます。

お許しをいただきましたので、三次市議会志士の会の吉岡広小路でございますけれども、12月定例会、2016年、私自身は最後の質問になろうかと思っておりますけれども、質問させていただきたいと思っております。

市民の皆さんの中で、特に最近疑問の多い課題であるとか、あるいは将来の三次市をつくるためにぜひ市民の皆さんと共有しなければならない課題、あるいは行政からの市民の皆さんへのメッセージ、こういった問題について問うつもりでございます。

まず早速、質問に入っていきたいと思いますが、質問の第1点でありますけれども、現在、三次市三次町に旧みよしまちづくりセンター別館、いわゆる昔で言うと解放センターとか隣保館とか言われておりましたけれども、その跡地に建設されようとしている、今期定例会においても議案第102号として提案をされております三次市いなり集会所についてお伺いしたいと思います。

旧まちづくりセンター別館については、総括質疑でも確認をしたように、既に同和対策事業も全廃をされ、隣保事業の役割を終えたと、いわゆる設置管理条例も廃止をされておるところであります。今回、写真をお願いしたいと思いますが、写真に見られるように、現在は建物も全て撤去され、更地になっております。その中で、ここに新しいいなり集会所を建設するという予定でありますけれども、まず、前提としてこのいわゆる旧まちづくりセンター別館の撤去費用と、それからいなり集会所の建設費用について確認のためにお伺いしたいと思います。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 白石地域振興部長。

[地域振興部長 白石欣也君 登壇]

○地域振興部長(白石欣也君) このたびいなり集会所設置及び管理条例に追加をお願いしている施設でございますが、この建設の事業費についてのお尋ねです。

まず、別館のほうの解体のほうの事業費ですが、解体につきましては、工事の解体、撤去工事について、予算は3,500万計上しておりましたが、今年度のもう解体は済ましておまして、実績としては2,876万9,000円でございます。それから解体工事の設計業務の委託料が、昨年度で48万6,000円、それから解体に伴う工損調査を近隣の住民、住宅に実施をしておまして、これが今年度の実施で、予算的には448万3,000円でしたが、実績としては206万2,000円でございます。それから解体工事に伴う管理業務委託料が99万4,000円という実績でございます。

集会所等の整備のほうでございます。これは、事業費としては、今年度の予算で2,500万円を計上していただいておりますが、それが実績としては、もう既に契約を済ましておまして、契約額が2,419万2,000円というものでございます。それから、その測量の設計等の委託料につきましては、工事の管理のほうの委託料46万4,000円ということでございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 総括質疑のときにも確認をしましたが、同和対策事業も終わり、隣保事業も終わったという市役所が、なぜ新しい集会所を建設しなければならないか、その理由を聞きたいと思います。

通常、市民の皆さんが地域の集会所を建設しようとする場合、2分の1の補助で、上限が

300万であるという、細かなところは別にして、上限が300万。三次市地域集会施設整備等補助金交付要綱に基づいて、その支援を受けるしかありませんけれども、今回のいなり集会所に関しては、全額、建設費だけでも2,500万弱、これにまた設計とか解体費もありましたけれども、こういった全額三次市の負担で建設をされるということは、他の地域集会所の建設と著しく公平性を欠いていると思いますが、そこの整合性はどこに求めるのか。同時に、他の地域で、このいなり集会所と同じように全額三次市の負担で地域集会所を建設しようと思ったときに、どのような条件をクリアすればそれができるのかというのを教えていただきたいと思います。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 白石地域振興部長。

[地域振興部長 白石欣也君 登壇]

○地域振興部長(白石欣也君) この集会所建設に伴う基本的な考え方につきましては、さきの総括質疑でもお答えしたとおりでございます。もっと振り返れば、昨年の6月定例会、9月定例会の吉岡議員の一般質問でも御答弁をさせていただきました。また、今年度の予算につきましても、御可決をいただいているところでもございます。繰り返しになりますが、基本的な考え方として、まちづくりセンター別館につきましては、既に解体はしておりますが、その建物は老朽化が著しく、耐震性の面から安全性が確保できないということが1つありました。そして、隣保機能を有した施設として、長年にわたって住民の皆さんに供与してきた施設であるということ、それから地元からは耐震補強または改築を要望された経過があったこと。そして、財源や今後の維持管理コスト面から、計画性を持って考慮する必要がある中で、改修補強すると、多額の事業費あるいは維持管理費もかかるということが想定されるということで、以上の4点から、地元と時間をかけて協議をしてきた経緯がございます。こうした経緯を踏まえまして、まちづくりセンターは、条例の中で住民の皆さんに供与を行ってきた施設であり、その代替施設の確保は行政の責務と考えまして、跡地に地元住民の交流の場として集会所を整備していかうと決定をしたものでございます。この維持管理費につきましては、地元との協議の中で、地元が御負担いただくということで、合意もいただいたものでございます。

先ほど議員の御質問の中に、他の地域集会所が御要望があればと、どうすればということがございました。議員の御質問の中にもありました地域集会所の整備についての補助金制度を持っております。新築の場合、上限300万ということは2分の1の補助ということではございません。この他の地域集会所については、住民の自主的な建設ということで、そういった支援制度で対応させていただいているというものでございますが、このいなり集会所につきましては、これまでの経緯というものが、行政の責務として、地域の住民の交流の場として提供してきたという施設でございまして、老朽化の中でそれを解体していくということを行政が決めた以上、その代替のものを保証はやはり行政の責務として、しっかり市が建設していくということが必要であるというふうに判断したものでございます。

なお、この集会所につきましては、将来的に、また状況を見まして、地元とも協議の中で、地元移管が可能かどうかも含めて検討していくことは可能であろうというふうに考えておりま

す。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) これまでの経緯であるとか、これまで使われてきた経緯というのは、確認をしてきたように、このまちづくりセンター別館なり、以前の隣保館なり、解放センターと呼ばれるものは、いわゆる同和対策事業で隣保事業として建設されたものであって、確認をしたように、この本来の機能はなくなった。役割もなくなった。その機能自体は、もうまちづくりセンターへ移している。こういう回答があつて、そのまちづくりセンター別館の設置管理条例も廃止をされたところでもあります。では、今回新しく建設されようといういなり集会所については、何ら他の地域の地域集会所と変わりのないものというふうに思いますけれども、ここだけが全額三次市の負担でということはありません。さらに言えば、合併で地域集会所設置及び管理条例で定められている、いわゆる市営の集会所自体も、合併のときからありますけれども、この大半を占めておるのが、以前の同和対策事業に基づく同和集会所であったり、あるいは、その他の地域にしても、著しく地域バランスを欠くように、各旧町村に偏った集会所が、市営の集会所としてまだ維持されてきたり、そういったところもあります。ですから、いみじくも部長が言われたように、今後の維持管理も含めて、ぜひ施設の見直しを行い、地元へ委譲していくということ。先ほど言われましたように、行財政改革の観点から、ある施設を廃止するときには、代替施設をみな設けなきゃいけないということになったら、行財政改革になりません。これらもあわせて、公平性のある行政を、この地域集会所においても実施をされるべきだと思いますが、再度の御答弁をお願いしたいと思います。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 白石地域振興部長。

[地域振興部長 白石欣也君 登壇]

○地域振興部長(白石欣也君) 少し最初は繰り返しになると思いますが、このいなり集会所につきましては、行政の責務として、これまでの経緯を十分踏まえた中で、地域の住民の交流の場として確保していくということが重要であるという判断で、市で建設しようとするものでございます。

また、地域集会所、市で設置及び管理条例で市が管理しているものがございます。こういった他の集会所につきましても、今後、行財政改革の中、あるいは公共施設のやはり整理をしていくという流れの中で、地域への譲渡ということも含め、それぞれ検討していく必要があるというふうに考えております。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 地域の中でいろいろ協議をしたり、地域にとって大切なというのは、



他の地域の集会所も同様であります。この行財政改革の観点から、こうした地域の集会所、今回のいなり集会所の考え方、こういった考え方を見直しをしなければいけないという総括は一番最後に述べたいと思いますけれども、ぜひ部長の言われた全体的な地域集会所のあり方、地域の事業のあり方、こういったところも考えながら、今後の展開をしていただきたいというふうに思います。

あわせて、公平性のある行政の観点から、2番目の質問に移りたいと思います。これも、以前に質問いたしましたけれども、県道三次・江津線のその後の進捗状況についてということであります。

この件に関しては、道路改良について、祝橋の架けかえも含め、広島県の事業として行われておりますけれども、その事業が、現在の三次市の市営住宅を買収し、あるいは市有地を買収し、あるいは新たな市道をつける計画であるというのならば、当然、議会や市民に対しても、その経過なり、あるいは広島県の説明してきた経緯なり、こういったものをこういった議会の場でも、詳細に説明をされる必要があると思います。本年7月25日にも、関係各位、それぞれの地権者であるとか、関係者にも同様の説明が県からあったように聞いておりますし、当然、三次市も今後の計画なりをお聞きになっているというふうに思います。

そこで写真をお願いしたいと思いますが、2番目の写真。以前にもお聞きしました。この写真のとおり、現在建設をされている建物がある。三次魚販加工利用組合販売所というのがありますけれども、これについては、法務局でも調べてみたら、底地は市有地であるにもかかわらず、建物というものは全く登記がされていない建物であるということがわかりました。これについては、一体どうなっているのかというのを、以前にも聞きましたけれども、そのときは、三次市はその土地の使用許可であるとか土地の賃貸借契約、こういったものの結んでいないという回答でありました。その後どうなったのか。この実態は一体どうであったのか。まず、事実関係をお伺いしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 議員御質問の建物、魚販、正式には三次魚販落岩加工利用組合販売所でございますけれども、これ、本年3月の議会でも御答弁をさせていただきましたけれども、敷地につきましては市有地でございます。この市有地につきましては、賃貸借契約を交わしております。平成19年までは敷地料をいただいているというふうに御回答させていただいているところでございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 平成19年度以降はどういう扱いにされているのかというのを聞きたいと思っておりますし、建物の登記がされていないというのは一体どういうことなのかというのを、あ

わせてお聞きしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) これらにつきましても、3月で御答弁をさしていただいております。

繰り返しになると思いますが、平成19年以降につきましては、業務を精算されているということで、敷地料についてはいただいているということでございます。

それから、建物の登記でございますけれども、これも3月の一般質問でお答えをさしていただきましたけれども、必ずしも市のほうで登記をしていただくということを義務づけをさせていただいていないというふうに御答弁をさしていただいたところでございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 民間の場合だったら、登記がされていないというのはあろうかと思いますが、今回は、いわゆるこれも同和対策事業で行われた事業だと思いますし、国がかかわり、市がかかわりながら建設をされた事業だと思います。それが、建設された時点で登記もされていない。市有地の上にある物件がどうなのかというのがわからないというもおかしいと思います。そもそもこの所有権というのはどこにあるのかというのを、再度お聞きしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) これにつきましても、3月で御答弁をさしていただいているんですけども、例えば地域の集会所につきまして、市有地に地元が建設をさせていただいているという多くの集会所がございます。そういったものにつきましても、登記をされていないと、登記を求めているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

この加工所の、販売所の所有権でございますけれども、平成6年に単独の県費事業で建設をされたときの事業主体でございます落岩加工施設管理利用組合の所有ということであろうかと思っております。これにつきましても、昨年12月でお答えをさしていただいているところでございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 次の写真をお願いしたいと思います。次にちょっと拡大をしてみて、右側にあるのが、今の市道ということになり、かなり広い市道があります。三次魚販の販売所が左側にありますが、そこに向けて、裏には市営住宅がずっとありますが、それを用地買収を

して、新たな県道につけようという計画が昨年されたわけでありませけれども、もちろん市有地もそうでありませけれども、今回の昨年計画変更された図面によると、この三次魚販の建物が、いわゆる用地買収として買収にかかるというような計画が、今、されておるところです。じゃ、一体今まで実態のなかつた、登記もなかつたものが、いきなり用地買収によって、この建物というのはどういう扱いになるんだらうかというのであります。もちろん市有地だったら、市が今度は県に買収をしてということになるのでしょうか、この建物については、先ほどの利用組合の皆さんのところと県の交渉になるのか。あるいは、先ほど言いましたように、市が19年以降、賃貸借契約がいても賃料とかももらっていないわけですから、幾らかのそういった賃料も請求できるのか。市有地に建っているのだから、市がその権利を有しているのか。あるいは、先ほど言いましたように、県の、恐らく100%に近い形の補助事業で建てられた建物ですから、本来であったら、これを全額国庫に返納しなきゃいけないというふうには私は思いますけれども、こういう扱いの場合はどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) この加工施設の土地でございますけれども、市有地でございます。ということで、この土地につきまして、県道の改良に伴う用地買収ということになりましたら、市と県との用地の交渉ということになるかと思ひます。そして、建物は当然所有者であります利用組合が所有者がございませるので、そちらのほうとの補償の話し合い、協議になるかというふうには思ひます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) もちろん県の関係だと言われるんでしようけれども、普通考えて、100%に近い形で国費で同和対策事業で建てられた建物、19年度には倒産に近い形で、今は市有地の上に賃貸借契約もあるのかないかわからない。賃料も払わないで建てられたものが、県の今回の用地買収によって、新たにそれが今、最初に建てられた人に向かって買収が行われるというのが、どうもそれは公平性としては納得できないし、全額国庫へ返納されるだったら、それはそうなのかなという思ひもあります、これがそれぞれ組合員に買収費用が入るとか、当時のお金と違ふとかいうことになると、著しくこれは行政の公平性を欠くということになりますので、この点についてもお聞きしたいのと、用地買収の箇所ですけど、ずっと市営住宅があります。これも聞いたことですが、平成13年当時に、一部の住民にだけだと思ひますけど、この市営住宅は払い下げて、今、民間の土地、建物、当時、破格の値段でもあります1戸当たり300万から400万ぐらいで払い下げられていますが、当時、払い下げられた方とそうでない方がいらつしたというのは、どういう事情だったのかというのをあわせてお聞きしたいと思ひます。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 先ほどちょっと答弁が漏れておったかと思えますけれども、市有地を組合にお貸しをしているわけでございますけれども、敷地料につきましては、平成20年度以降いただいていないと。これにつきましては、契約の中で、業務をしていない場合は、その使用料を求めないということがありますので、そういった状況であります。これにつきましても、前回3月で御答弁をさしていただいているところであります。

それから、施設の今後の賠償になってくるわけですが、当然、建物の評価等をされて、県と協議がされて、買収等になろうかと思えますけれども、補助金の関係、当然、この建物を建設の場合には、補助金が入っておりますので、県のほうへ返還をしていくということになるかと思えますけれども、そういったことにつきましても、まだ今後の県との協議ということになりますので、憶測の部分となりますので、余りちょっと詳しくはお答えできないのかなというふうに思います。

それと、公営住宅の関係でございますけれども、これも前回答弁さしていただいたんですが、改良住宅として建てられて、平成6年以降7年間をかけて、譲渡の希望が地元のほうからあったので、ずっと市のほうと協議をされ、さらに市は県、国と協議をされて、7年の期間をかけて譲渡がされたということになります。その中で、建物、土地等についても鑑定評価等がされて、価格については正当なものであろうと。これも答弁をさしていただいたところでございます。

全ての住宅について譲渡がされていないという状況でありますけれども、これにつきましては、個々の経済状況等もあろうかと思えます。譲渡がされていないものは、公営住宅として現在残っているというものでございます。この住宅につきまして、道路の買収になるわけですが、譲渡の済んでおります建物については、当然、県とその建物の所有者との2者との協議ということになろうかと思えます。残りました公営住宅の部分でありますけれども、これは、入居がされている住宅と空き家となっている住宅がございます。入居がされている住宅については、入居者と所有者である市と、そして県との3者の協議になろうかと思えます。そして、空室になっている住宅については、県と市との協議ということになろうかと思えます。また、公営住宅の部分につきましては、国庫補助をもらって建設しておりますので、当然、そういった部分での返還も生じる可能性があるかと思えます。なお、この譲渡された住宅につきましては、市のほうにお支払いをいただいて、国庫補助金に相当する分については、当時、県のほうへ返還がされていたようなものでございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 当時払い下げをされて、今は所有をされている方、これについては全

て、支払いについてはお済みになっている方ばかりなんではないでしょうか。市に対して、先ほどの払い下げ価格を全てお支払いになっているかどうかということです。

さらに、そういうことから言うと、今回の市道のつけかえ、つけかえというか二重につくわけですけれども、これによって、払い下げをされた方と、いまだに賃貸で市営住宅に住まれている方においては、その交渉においても格段の差が生じるというふうに思います。これについての公平性というのは、私はどこにあるのかなというふうにと思いますが、一方で、市の考え方ですけれども、三次魚販加工場の後ろをずっと市営住宅、民地がありますけど、これを全て買収して、ほとんどのいわゆる市営住宅を買収していった場合、市営住宅がわずかしかなかったり残りますが、今後、もし市営住宅が買収されていった場合、今後の市営住宅の建てかえはあるのかどうかということ。先ほどの支払いは済んでいるか、建てかえはどうするのかということをお聞きしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) この住宅の譲渡に伴います支払いでありますけれども、一括で納められた方もいらっしゃいますし、現在も分割ということで年数を決めて月々いただいている、こういったものがございます。そのような場合、県との交渉にもなってくるんだと思いますけれども、まだこれが7月25日に用地等の境界等の確認をいただいて、12月中旬に境を復元されて、その確認と。建物等の交渉については、来年度になろうかと思っておりますので、そういった償還金の残高をどうするのか。そして価格等のことについて、そして入居者との関係もありますけれども、今後、住宅について建てかえをするのかどうか。そういったこと、まだ全く白紙の状態でありますので、県との交渉または入居者の方々と協議をした上で、決定をしていきたいというふうに考えております。

個人の方の所有の分については、個人の方との協議になろうかと思っておりますけれども、市営住宅の部分についての、実際には今4戸該当するわけですけれども、そういったものの入居者との話、協議、公営住宅を建てかえをするのか。あいている住宅に転居いただくのか。そういったことについて、これからになりますので、県との協議をこれからする中で、検討していきたいということがございます。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 今の件については、平成6年、7年から平成13年ということの中での払い下げ問題でありますから、御質問の吉岡市長を始めとした当時の市の中で、どう払い下げされたということについて、私自身が責任を持つことはできないと思いますが、今日の15年たった、広島県が施工することについては、私自身が責任を持って対処していく考えでございますし、それを買収されるのは広島県でありますから、適正な方法で買収をされると思っておりますの

で、その点は1点加えさせていただきたいと。

もう一点は、市道が二重になるという今お話でありましたが、当然ながら二重になると思います。というのは、橋の、これも何回も一般質問でも申し上げております橋の高さが7メートル県道より上がる計画で、広島県がされておられるわけでありますから、今ある市道へおられるためには、新たな市道が要るということは当然であると思っております。これは、何回も繰り返し繰り返し御答弁させていただいておるところでございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) ちなみに、言いますけれども、平成13年は福岡市長の時代で、福岡市長のときに払い下げをされたところでありますけれども、ただ、誰がやったにしても、市の継続はあります。全ての方、議会も含めて、責任をとらなければいけませんから、市の関係すること、市有地を用地買収も含めて、県との協議に応じること、今後の市営住宅をどうするかについては、やっぱりつまびらかに全て詳しく議会へも説明して、市民の皆さんが納得されるように、やはり交付金も使った事業でもありますし、買収等をどうされるのかというのは、非常に関心のあるところでありますから、明らかに情報開示をして行っていただきたいということがあります。

さらに、ここの後ろに2本市道がついた場合、先ほど言われましたように、市営住宅自体がほとんど残らないので、集落自体の機能が維持できるのかということとか、2本本当にそこに道路が要るのかという、先ほど落差があると言われましたけど、そういったところも含めて、しっかり議会なり市民の皆さんに情報開示をされることが必要だと思いますし、それをぜひお願いしたいと思います。

この行財政改革、公平性のある行政ということでは、先ほどの件とあわせて最後に総括をしてまとめたいと思います。

時間の関係もあります。3番目に行きたいと思いますが、3番目の市立三次中央病院の、いわゆる予算の不正流用問題についてお伺いしたいと思います。

これは、さきの議会でも議論したように、平成27年度決算における、いわゆる薬品費の減価償却費の不正流用ということでもあります。この件に関しては、今回の私の質問でもそうですが、病院の現場での最高責任者である病院長から、いまだに何ひとつ説明もありません。これまで再三議会や委員会の説明員として、その招致を促してきたにもかかわらず、一度も出席もされず、その過ちすら認めようとしない病院長の姿勢は厳しく批判されるべきだと、最初に申し上げたいと思います。この繰り返しというのにまさに議会軽視であろうかというふうに思います。

事務局の説明によると、薬品費のこの減価償却費からの不正流用は、事務方の認識不足としてというふうに説明をされておりますけれども、認識不足として処理するには余りにも無理があるし、事務処理の段階で意図的でなければ、この薬品費を減価償却費から流用するなどとい

うことはあり得ないことだと思いますけれども、再度その考え方をお聞きしたいと思います。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) 吉岡議員のほうから、一般質問等についての答弁者、このことで御質問というか御意見をいただきましたので、最初にその考え方を説明させていただきたいと思いますが、当然に、議長が書面を持たれて説明員の出席を要求された場合には、正当な理由がない限り、説明員は出席を拒めないことになっているものというふうに認識をしていますが、この説明員についてであります。地方自治法第121条による説明員とは、市長のほか教育長などの行政委員会の長などをいうものでありまして、一般職である病院長や各部局長は、そもそもこの説明員ではございません。議長が出席を要求されるのは、あくまでも説明員でありますので、市長などの説明員が出席をして説明をみずから行うか、あるいは説明員から説明を委任された職員等が説明を行う場合がございますが、この場合でも、誰に委任するか、誰に説明をさせるのか、これは、行政実例にもございますが、市長と説明員の権限、専権に属するものであるというふうに認識をいたしております。

(市民病院部事務部長 山本直樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 山本市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 山本直樹君 登壇]

○市民病院部事務部長(山本直樹君) 減価償却費からの流用でございますけれども、地方公営企業関係法令の行政実例で適当でないとしてございまして、さきの9月議会におきましても、監査委員並びに予算決算常任委員会のほうから、この点について御指摘をいただきました。

事務方の私どものほうとしましては、減価償却費からの流用もできると、誤って認識をしておったものでございます。と言いますのは、流用制限科目とされておりますのが、職員給与費、それから交際費に限定されてございまして、費目の款及び項をまたいでの流用はできませんが、目内であれば、あるいは目間であれば、減価償却費であっても流用が認められるものというふうに、誤って認識をしておったものでございます。

このたびの御指摘を踏まえまして、改めて関係法令を調べたところ、行政実例で適当でないというふうにされておりましたので、改めて認識をしたところでございます。なお、今後におきましては、そういった是正を図っていくために、三次市病院事業の事務決済規定の財務に関する事項において、支出や流用に関する会計処理には、財務部局を指定合議先に設定するように改正をして、病院事業の会計処理にチェック機能が働くように是正をまいります。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 要は、先ほどの情報公開とか情報開示も含めて、説明をどのように行うかという当局、行政側の思いだと思っております。より現場の声を私たちが聞きたい。その声を

応えるために、病院長に説明をさせようという思いがあるか、そうじゃなくて説明をさせないという思い、それは当局がどのようにやっぱり市民の皆さんや我々議会に対して、より詳しく要求があったことに対して真摯に答えようとするかどうかの1点であろうかというふうに、私自身は思います。

じゃ、具体的に不正流用があった新薬について少し具体的にお聞きしたいと思いますが、今回の製薬技術の進歩などで、新薬が近年たくさん開発をされて、患者様にとっても大変役に立っているということは好ましいことでもありますけれども、一方で、高額の新薬が認可をされて、その使用は医療保険財政に影響が大であると。厚生労働省でも、その価格の抜本的な見直しを行っているところであります。最近新聞に出てきて、皆さんも御存じなのは、がんの治療薬としてのオプジーボというのがありますけれども、これが高過ぎる。年間3,500万程度になるという理由から、研究的に、先日薬価を50%以上引き上げることが決定をされたところでもありますけれども、厚生労働省はがん治療薬としてのオプジーボも含めて、昨年中央病院が購入しておりますC型肝炎の新薬でありますソバルディというのとハーボニーという2種類を、厚生労働省としては7つの薬に指定をして、余りにも高額過ぎる。その費用対効果について調査を試みようということで、指定をされたのがこのソバルディとハーボニーという、中央病院が不正流用をしてまで購入された新薬ということになります。

新薬の使用については、病院長を委員長として開催される薬事審議会によって決定されるというように理解されておりますが、このソバルディとハーボニーについて、それぞれいつの薬事審議会で審議されて、どのような意見が出されたのか。あわせてソバルディとハーボニー、1錠当たり幾らの金額になるのかお答えいただきたいと思います。

(市民病院部事務部長 山本直樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 山本市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 山本直樹君 登壇]

○市民病院部事務部長(山本直樹君) ハーボニーとソバルディ、非常に高額な薬剤でございますが、これの採用に当たりましては、薬事審議会、合議機関でございます。病院長をトップとする両副院長並びに診療部長、診療技術部長等々、計11人で構成する審議会で承認をしております。まず、ソバルディにつきましては、昨年7月にこの薬事審議会で承認をいたしました。また、ハーボニーにつきましては、昨年9月に承認をしたところでございます。なお、ソバルディのほうの薬価でございますが、1錠が約6万2,000円でございます。ハーボニーのほうは1錠が約8万円ということでございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) ソバルディとハーボニー、C型肝炎の治療薬となっておりますけれども、処方というのはどういうふうにするのか。また、どういうふうに使分けをされているのかというのをお聞きしたいのと、新聞紙上では、ソバルディは4万2,000円、ハーボニーは5万



4,000円となっていますけれども、今説明されたのでいうと、ソバルディが6万2,000円、ハーボニーが8万円ということであり、1錠当たりが。この違いはどこにあるのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、これだけ高額な薬を使うと、当然、保険財政にも影響を及ぼすというふうに思います。広島県のほうは、肝炎治療特別促進事業として医療費助成がなされるというふうになっていますが、その医療費助成は幾らなのか。それから、国保であったら、ハーボニー8万円が保険財政に影響を及ぼす額というのは幾らと想定をされたのか。薬事審議会でどのように話をされたのかというのをお聞きしたいと思います。

(市民病院部事務部長 山本直樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 山本市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 山本直樹君 登壇]

○市民病院部事務部長(山本直樹君) 先ほどちょっと説明が不足をいたしておりましたが、まず、ハーボニー、ソバルディの薬価のことでございます。申し上げた単価は、昨年度の単価ということございまして、現在においては、ソバルディのほうは4万2,239円、ハーボニーのほう5万4,796円ということが現在の薬価というふうになっております。

それから、広島県のC型肝炎の治療に際しまして、肝炎治療特別促進事業の医療費助成を行っております。これを利用しますと、自己負担限度額が1万円あるいは2万円と。この違いは、市民税の課税年額によって分かれてまいります、自己負担限度額が月当たり1万円ないしは2万円ということでございます。

それから、国保財政への影響ということでお答えをしていきたいと思いますが、先ほど御紹介しました広島県肝炎治療特別促進事業医療費助成受給者証を、現在受給されている市民の方は147人いらっしゃいます。そのうちの国保加入者が54人でございますので、率にしましたら38%ということでございます。これを、昨年度購入しましたソバルディ、ハーボニー、これの合計額が1億2,500万円程度ございまして、これの率を38%掛けますと、大体約3,300万円程度になってまいります。そういったことで、国保特会への支出の総額が大体約70億ということでございますので、先ほどの3,300万を率にしますと0.48%ということで、そう大きな影響があるものではないというふうに理解をしております。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 県の助成にしろ、国保への影響にしろ、やはり医療費がそれだけ上がるということは、かなりのやはり、今後、国保会計に影響を及ぼすし、当然、保険料にも影響を及ぼすというのが必至でありますし、なぜこうした、例えばソバルディなどは9月に認可をされて、9月のもう薬事審議会で審議をされて使用されておるということでありますけれども、ぜひ本当に患者様に役に立つ新薬だったら使ってもいいと思いますけれども、それゆえに余計にやはり議会に説明するなり、その高額な新薬を使う理由なりを市民の皆さんに広く利用しな

いと、当然、この負担というのが、県の先ほどの医療費助成であるとか、国保の料金にはね返る問題でありますから、当然、厚生労働省としてもその単価が正しいのか、費用対効果がどうなのかというのを、今現在調査をしておるのがこのハーボニーとソバルディの薬品だとしたら、当然、不正流用などされずに補正予算などを使ってきちんと説明される必要があったと、余計に私自身は思いますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

(市民病院部事務部長 山本直樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 山本市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 山本直樹君 登壇]

○市民病院部事務部長(山本直樹君) 昨年新たにC型肝炎治療薬として認可をされましたソバルディとハーボニーでございます。この薬は、治癒率がほぼ100%と言われるぐらい、非常に効果の高い医薬品でございます。この医薬品の処方でございますけれども、1カ月を単位としまして3カ月、この3カ月きちんとこの薬を飲べれば、ほぼ100%完治すると言われておるものがございます。そういったことで、当然、私どもの病院としましては、C型肝炎の患者さんを治すのが使命でございますので、薬剤の高額という理由で、これを使わないというような理由にはならないというふうに思います。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 薬品を使うなど言っているんじゃないで、使う場合、高額であるのに、きちんと説明しなさいというのを話をしているところです。これは、今回の質問に共通した内容です。

次に、水道事業の統廃合に、時間の関係もありますから、4番と最後のまとめ、今後の行財政改革も含めて、あわせて質問させていただきたいと思いますが、水道事業の統廃合については、今回、議案第105号としても、その議案が提案をされております。統廃合し、今の水道事業の料金を値上げするというものです。もともと合併時においても、この簡易水道事業と上水道事業については余りにも仕組みが違うし、料金体系も違って、統合できなかったという経緯もあります。今回の統合の考え方を、まず最初に確認をしたいのですが、国がこれまでは水道事業を過疎地でも行う、辺地でも行うことを前提として、簡易水道の事業経費であるとか運営費に関しては、国が補助金なり交付金で対応してきたということだと思う。しかし、一方で、国のほうはその補助金や交付金が膨大な額になり、全国で、今後維持することが困難な理由から、自治体に対しては上水道事業と簡易水道事業の統合を促し、その簡易水道事業に対する補助金を削減しようというのが、基本的な考え方であって、今回条例を提案されたものというように思いますが、これで間違いありませんか。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本水道局長。

[水道局長 坂本高宏君 登壇]

○水道局長（坂本高宏君） 国の方針が経費節減ということはありませんけれども、そのことだけで、今回の料金改定をしたというわけでもない。当然、それは国の方針によって、三次市の簡易水道事業を水道事業に統合ということはありませんけれども、それを契機に、今後あるべき料金体系について条例改正ということを提案したということでございます。

（12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 吉岡議員。

〔12番 吉岡広小路君 登壇〕

○12番（吉岡広小路君） それぞれの販売損はありますけれども、しかし、企業会計、上水道会計においては、平成27年度においても13億5,000万以上の余剰金を積んでおるのが実態です。こうして、今日まで企業会計という形で、上水道事業を行ってきたということです。一方、上水道事業も1立方メートル当たりに対しては、約57円の販売損が生じている。しかし、簡易水道事業を見てみると、1立方メートル当たり162円の販売損ということですから、販売損だけでいうと3倍以上の開きがあります。でも、今回の料金改定が、本来だったら簡易水道事業が受益者負担の観点からいうと販売損が3倍以上にもなっているのに、料金が改定されるのは上水道事業のほうであって、いわゆる旧三次市の水道事業のほうが上がって、13億5,000万もためてあるほうが上がって、3倍も販売損が生じているような簡易水道に合わせるというほうが、私はおかしいな、受益者負担の観点からいうと、これはおかしいなと感じるんですけども、これについてはどういう整理をされたのかお聞きしたいと思います。

（水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 坂本水道局長。

〔水道局長 坂本高宏君 登壇〕

○水道局長（坂本高宏君） まずは1点でございますけれども、簡易水道事業、水道事業とありますけれども、それを統合するということにつきましては、これは国の方針でございます。国の方針で、しかも三次市としては、簡易水道の事業を継続するためには、既に10億円等の補助金をいただきながら簡易水道事業を整備しているという状況で、簡易水道事業を継続するという目的でいえば、統合はもう避けて通れないという方針でございます。2つの事業を統合するということは、1つの料金に将来的にもしていかなければならないということで、今回、その料金改定について提案したということでございます。

この料金については、上水道事業におきましても、料金回収率等は、当然100%が理想なわけでございますけれども、今回も100%には至らないという状況でございます。2つの事業を1つにするということは、もう今後は簡易水道部門、そして上水道部門というところだけで論じるのではなく、市全体で水道事業を賄っていくためには、もう1つの料金でやっていかなきゃならないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。また、その統合によってやることは、我々水道局が今後経費節減等でやることは、統合の最大のメリットである管路で簡易水道事業等を結んで、できるだけ要らない施設を統廃合して、最終的に経費を全体の中で落としていくということが目的でございますので、そうすると、そのエリアでどうか

いう議論じゃなしに、もうそれは全体に管路で接合できるところは接合するというので、経費節減を今後担っていきますので、部分的な部分での高い安いというような考え方は、もう今後なかなかできないというふうな考えとなっています。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) 一言確認しますが、簡易水道事業をするために、上水道が犠牲になって、きちんと上水道が簡易水道事業の料金に合わせて、簡易水道事業を維持していこう、この考え方でいいわけですか。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本水道局長。

[水道局長 坂本高宏君 登壇]

○水道局長(坂本高宏君) 今回の、まず2つの事業について丁寧に説明させていただきます。

大きく問題は3つあるというふうに考えております。まずは、1つ目には、平成27年度を含めて、水道事業会計は黒字になっておりますけれども、これは水道事業などの給水収益以外に、一般会計からの補助などの収益があることによるものであり、さらに簡易水道事業においては、赤字補填として国の地方交付税措置を含めた一般会計からの補助を受けており、すなわち両事業とも一般会計からの補助、支援によって経営が成り立っているという状況である。

2つ目には、国の方針により、平成29年4月に簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、現在ある2つの料金体系を統一しなければならないという実態があります。また、先ほど申しましたように、三次市は統合を条件に補助金を既に受けており、統合しないということになりましたら、約10億円を返還しなければなりません。

3つ目として、水道事業は独立採算制を原則としておりますけれども、本水道事業の現状は料金回収率も低く、県内で比較しても、18市町のうち低いほうから2番目という状況にあります。この原因は、平成8年度から21年間、料金の見直しを行ってこなかったためであります。これは、何も水道局だけがこうして問題だと言っているわけではなく、三次市監査委員の平成26年度三次市公営企業会計決算審査意見書では、早期に適切な料金体系を設定するよう指摘されております。また、議会からも、本年3月の予算決算常任委員長報告で、平成29年度の簡易水道との統合を見据え、水道事業の効率的な運営や安定的な経営を図るため、有収率の改善を行うとともに、給水原価に見合った水道料金の設定について早期に示すことを求められています。一般質問でさらに、平成25年6月市議会定例会の一般質問において、議員からは世代間において水道料金の負担が大きく乖離してはいけない。将来の子どもたちに大きな負担を強いてはいけません。したがって、いつの世代でも必要最低限公平に水道料金を応分に負担していくことのできる取組をしていただきたいと、御意見をいただいております。さらには本年9月28日、三次市水道料金等検討委員会報告からは、水道事業の販売損が拡大したのは、水質基準の引き上げに伴う設備の増強や市民ニーズに基づく事業の拡張の結果、事業の総費用が増え、平成11年度から

大規模な施設整備によって、平成15年度以降、料金回収率が10%以上低下したのに加え、人口減少や節水器具の普及などから、料金収入が相応に伸びていないにもかかわらず、水道料金について、平成8年度から21年間、見直しを行ってこなかったためという指摘を得ているところでございます。

すなわち、市全体の水道事業を考えたときには、簡易水道を賄うためだけというような議論でなく、既に全体のことを考えた中での経営の今後ということも考える必要があるということでございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

[12番 吉岡広小路君 登壇]

○12番(吉岡広小路君) まさしく今、水道局長がお話をいただいたように、私自身、水道の統廃合を考えてずっときたときに、ちょうど13年前の合併を思い出しますけれども、やはりここは合併をしなければ将来の三次とか周辺の町村もないじゃないか。あるいは、合併をしたら、メリットなんか少ないんじゃないか、デメリットばかり多いんじゃないか。でも、合併をしなければ、次のやっぱり将来の布石が打てないんじゃないかというふうに協議をし合ったのが、合併であろうかと思うんです。

ただ、今回の三次市のを含めて、この前実施計画の発表もありましたが、見させていただくと、どうも何か合併前の状況に戻っているんじゃないかなという思いをいたします。皆さんのお手元には、平成26年度の決算数値をベースにした人口5万人から6万人のいわゆる決算数値であるとか、議員数であるとか、職員数であるとか、予算、起債額というのを示してあります。さらには、それを少しまとめた表を配っておりますので、表を出していただきたいと思いますが、このように合併前の市町村の状態によく似ているのではないかと。それぞれが、市長はよく財政に有利な借金という言い方をされますが、どこの自治体においても過疎債を使ったり、合併特例債を使ったり、いろんなことをしながら、同じように国の補助金をもらってやっているのに、なぜ三次市だけが突出した予算になったり、起債額の総額、借金総額になったりするかということです。本来だったら、さきの水道事業と同じように、我慢するところはきちんとして、やはり将来の三次市に資する建設事業に充てようとか、資する子育て支援であるとか、人口増加に向けようというのが、本来の合併趣旨であったと思うんです。合併前もそうですよ。やれ過疎債だとか、あるいは中山間地域のモデル事業などをやって、事業をたくさん行ってきたんです、各自治体が、町村が。その結果、もちろん建設費においては、そういった起債も使えるし、いろんな事業も使える、補助金も使えるから、そんなにかからなかったけれども、ものをつくって、建物をつくって、いろんな施設をつくってきた結果としたら、そんなに使わないのに、維持管理費ばかりが要る、人件費が要る、そんな自治体になってしまったので、合併せざるを得ない状況になったのではないかとということです。

でも、今、今回の実施計画を見てみると、本当にばらまきのような数字で、箱物がどんどん

どんどんいろんな地域に建設をされようとしています。今回、例えば三次町のもののけミュージアム、質問をしたいけれどもできない。質問通告の後に、全員協議会で示されて、議案が出されたわけですから。こういったことも含めて、例えばその三次町だけでも12億であるとか、甲奴健康福祉施設に7億5,000万であるとか、いろんな施設が各地域にばらまかれるように建設をされようとしている中で、果たして水道事業ではないですけども、国が本当に最後の最後まで補助金とか交付金とか面倒見てくれるのかということです。

合併のときにも経験したのは、もう面倒見切れなくなったから、市町村、自治体、合併をしないといけないことがあったのではないかとということです。もう一度我々は、そこに原点に立ち返って、言いにくいことも市民に言いましょう。もうこれは施設も統合しなきゃいけない。さっきの集会所じゃないですけども、新しい集会所はやっぱり建設できない。でも、その分はお互い我慢し合って、お互いが先ほどの水道事業じゃないですけど、負担もし合って、将来三次市の生き残り方を考えましょう。人口が1人でも増えるようなことを考えましょうというまちづくりにしなきゃいけないんだらうというふうに、私自身は思います。

地域もまちづくり自体の考え方が失われてきて、市に頼みに行けば、陳情に行けば、市長に頼めば補助金がもらえる、建物を建設してもらえる。こんなやはり自治体経営ではいけないんだということをもう一回思い出さなければ、私は合併前と同じ状況に戻ってしまうというふうに思います。どうか議会も含めて、議員も含めて、市民の皆さんも含めて、もう一度市のあり方というのを、時間もありませんから、皆さん方に提案もして、お願いもして、私自身の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上であります。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) 時間も経過しておるところでございますが、重要なことでございますし、見解の相違もございますので、時間を頂戴して、執行部としての考えを説明させていただきたいと思っております。

まずは、三次の将来、この将来の投資についてでございますが、本市の未来を開く指針として、平成35年度までのまちづくりの総合計画を策定しております。このまちづくりの総合計画の中で、めざすまちの姿とまちづくりの方向性などを明らかにし、取り組んでいく個別具体の事業については、御承知のとおり、毎年3年間のローリング方式として、財源の根拠となる財政計画とともに実施計画に取りまとめ、お示しをしているところでございまして、決して計画がないとかそういったことではございません。計画的な実施を行っている、そういうふうに判断をいたしております。もちろん総合計画の中では、総合計画を着実に推進するため、また限られた財源を有効に使い、より効果的で効率的な行財政運営を進めるため、徹底した行財政改革に今後も引き続き取り組む。その必要性も明示をしているところでございます。

とりわけ資産管理の点で御質問というか御意見があったというふうに思いますが、資産管理

につきましては、昨年度策定した公共施設等の総合管理計画、これに沿いまして、平成37年度までに公共施設の3分の1を削減しようという目標を明確にいたしております。実施に当たっては、これまでの行革の取組も同様でございますが、それぞれ地域の実情というものがございまして、そういった地域の実情に応じたきめ細かな配慮が必要という、こういった視点もあわせ持ちながら、施設の適正な規模や配置、あり方等の見直しと検討を計画的に進めてまいり、このように考えているところでございます。

先ほど地方債のこともございましたが、地方債、いわゆる借金でございますが、これ、平成16年度には約586億ございました。26年度の決算で申しますと、543億と43億減少しております。問題は、大切なことは、543億の中身でございます。543億のうち、実際に国が交付税の措置等で補填してくれるもの、こういったものを除いて、三次市としての現行での実質負担分、これは142億ということでございまして、平成16年度から比べますと131億減少したと。実質負担分は142億でございます。ちなみに基金の残高は、26年度決算で145億あるというのも、これも事実でございます。

こういったこれまでの行革の成果というのをあわせ持ちながら、今後においても、今年度の市長の施政方針でお示したとおり、本市の行財政改革は、単なるコストダウンや事業縮小ではございません。市民に身近な信頼される行政を実現し、市民の皆様とともに、未来のための改革をめざしていく。こういった取組を進めてまいりたいと思っておりますし、既成概念に縛られることなく、新たな発想で行財政改革に取り組み、削減中心の量の改革から市民満足度を高める質の改革へと発展させていく。こういった考えでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（亀井源吉君） 順次質問を許します。

（2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） 日本共産党の伊藤芳則です。

毎回質問をさせていただいておるわけですが、先ほど吉岡議員に引き続きまして、水道事業について、まず質問をいたします。

先ほど吉岡議員も申されたように、今回、簡易水道と上水道の統合ということになるわけですが、私、毎回言うようにございますが、上水道がまだ布設されていなくて、水道が家まで来ていないという地域に住んでおりまして、地元からも水道を引いてほしいと。さらに、先日、議会報告会に参りますと、三原町の方も水道を引いてほしいと。今、水道がないところのほうが、どちらかというところ少ないと思うので、なかなか意見が上がってこないわけですが、三原町については計画になっておると思います。そういう地域への速やかな水道接続をお願いしたいと思うわけですが、水道を引いても、田舎のほうではなかなか接続するのが大変だということで、私、9月議会で、接続促進のための個別訪問し、接続促進に努めるということで、水道局長から答弁がありましたが、訪問された結果についてお伺いいたします。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本水道局長。

[水道局長 坂本高宏君 登壇]

○水道局長(坂本高宏君) 答弁の前に、1点、水道事業というものをちょっと説明も、改めてさせていただきます。

水道事業の目的ということになりますけども、水道事業は、需要に応じ、安全な水の安定供給を行い、市民の健康を守り、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的としております。また一方で、経営については、適正かつ能率的な運営に努めなければならないとされ、公営企業の独立採算制の原則から、加入者の水道使用料を基本に運営しており、水道への接続率が低いと、事業は成り立ちません。

河内地区については、河内まちづくり連合会からの強い願いもありまして、平成20年度から上水道整備を行い、随時供用開始をしてきました。ところが、低い接続率というふうに議員御指摘もありましたが、そのため、運営に必要な収入の確保と、せつかくつくった水が無駄にならないようにするため、本年10月に個別訪問により接続促進活動を実施しました。その内容は、個人面談を行い、接続のお願いを行うとともに、水源の有無、接続の意思があるかないか、いつまでに接続するのか、接続しない理由など、接続意向アンケートを実施しました。97戸に訪問し、不在の場合は文書を置かせていただき、57戸の方から回答をいただきました。11月22日現在のアンケート結果では、3年以内に接続する方が8戸であり、まだ少なく、今後も接続のお願いをしていくことの必要性を感じ、引き続き接続活動に努力していきます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) アンケートが57戸、3年以内に8軒という回答でございますが、それ以外の方の理由、引かない理由というのは聞いておられますか。お答えください。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本水道局長。

[水道局長 坂本高宏君 登壇]

○水道局長(坂本高宏君) 接続する気がないという回答が45軒ございました。これは、重複すると思いますので、幾つか重なる部分がありますけども、ボーリングをしているという関係が23軒、水量が豊富である11軒、接続費が高いという10軒、高齢者世帯で子どもが帰ってこないということが6軒、あとは水質に問題ない。あとはよその施設から水をもらっていますよということで、5軒の返答をいただいているところでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 地元の方から、たまたま留守だったという方から、アンケートをちょっと



借りてきました。

アンケートですが、たまたま留守だったということですが、アンケートによると、上水道への接続の意向についてお答えくださいということで、1. すぐ接続する、2. 1年以内に接続する、3. 3年以内に接続する、4. 3年以降に接続する、5. 接続する気はない、6. 以降の訪問を断るということで、下に理由を書いてくれというアンケートです。余りにこのアンケート、訪問されてアンケートをとられるのに、地元の方に対しての誠意がないのではないかとこの前段の文章、接続についてのお願い、当地区の接続率、現在15%と非常に低い状況になっています。水道事業は、皆さんからの水道使用料を基本に運営しており、接続率が低いと事業は成り立ちません。もちろんそのとおりだとは思いますが、本当に市民の皆さん、今、理由を幾つか聞かしてもらいましたけども、接続するのにその気がないという方も含めれば、接続するのに大変費用がかかるということを、私は皆さんから伺っております。

前日も言っておるんですが、接続するために費用がかかり過ぎてできないというのが、大方の理由ではないかというふうに思います。本当に接続をする気があるのならば、もうちょっと丁寧な、そういうことも含めて、接続するのにどれくらいの費用がかかるかというようなことまでも説明をしながら相談に乗って、応えていただくことが大事なんじゃないかというふうに思います。なかなかまちなかのように接続するのに簡単にできるような状況じゃありません。県道から何メートル、何十メートルも離れた工事をするわけですから、1軒につき何百万というお金がかかってしまいます。そのために苦勞しながら井戸を掘って、きれいな水が出とられる方はいいんですが、そうでない人もまだまだたくさんおられます。河内地区だけじゃありません。そういう形で、今、水道が来ていない地域の皆さんにも水道を引いていただくことが大事であるというふうに、私は思います。

さらに、先ほど吉岡議員からの答弁でもありましたように、簡易水道との接続という問題で見ると、三原から布野へつなぐこともできます。君田へつなぐんなら西河内、今から延長して防地まで上がれば、君田へすぐつなぐこともできます。折原地区について言うなら、西河内をずっとかみへ上がって行って、折原とつなげます。さらに、その橋を渡れば、穴笠地区にも引き込むことができます。そうすれば、特に穴笠地区の方、フッ素が多いということで困っておられます。そういうことを順次やっていくという計画をぜひとも立てていただきたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

続いて、水道料金のことをちょっと触れさせていただきたいと思います。

今回の統廃合によりまして、水道料金が上がるという計算を、私なりにしてみましたら、普通の家庭で大体20立方メートルから25立方メートル前後のところでは使われる方が多いと思うんですが、私は水道を引いていませんので、何立方メートル使いよるかかわからんですが、知り合いの方に聞いてみるとそういうようございませぬ。一番率で上がるのが20立方メートルのところは19.76%で、率でいうならば一番上がる場所になっております。一番よく使うような人たちのところから一番お金が取れるだろうとは思いますが、それで回収するならば、以前聞いたのは、増収が6,600万円と聞いております。つまりその6,600万円で、簡易水道の国庫補助が

1億5,700万円ぐらいあったと思いますが、それをとりあえずは補填するというふうに私は理解するんですが、それでよろしいですか。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本水道局長。

[水道局長 坂本高宏君 登壇]

○水道局長(坂本高宏君) まずお答えする前に、その前で十分な説明が訪問時にされなかったのではないかとことがあります。そういうことで、うちのほうも、ただアンケートと、接続アンケートを実施したということでございます。その接続時において、手続等相談は応じましたけども、十分行き届かなかった点がありましたら、水道課に相談いただき、個別に再度訪問しますので、アンケートでは10軒の方かもわかりませんが、また連絡をいただきたいというふうに思います。

また、今回水道料金等の値上げについての話でございます。赤字を、今回20トンでということでしたが、平均で602円、率にして19.8%値上げになるということでございます。今回、上限、どうしても検討委員会の提言どおり2割以内に抑えたいという中で、体系自体は簡易水道事業の体系にならって、基本料金があって、あとは一律超過する料金については超過料金を設定するというところで2割の設定をしました。たまたまそれがそういう20トンのところということになりますけれども、収入が6,600万円の増収ということになります。それは、財源の不足分のところがありますけれども、本来は目的とする料金回収率100に近いところをいただきたいわけでございますけれども、急激な料金の値上げということについては、市民の生活に影響があるため、2割に抑えたという状況でございます。何かの補填というようなことではありませんけども、そういう金額で決まったというわけではなしに、提言の生活に影響が多いところの2割の以下に抑えるというところで、簡水の料金体系を参考にしながら決めたのはこうということでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) いや料金体系はそれでいいんですが、今回、今度統一した形で、簡易水道の国庫補助金がない中で事業をやっていかれるわけですから、当然、1億五千何百万円という金額が入ってこないわけですね。そうすると、今回値上げした分の6,600万円は、その部分の費用ということになるんじゃないかというふうに私は思うんですが。私は値上げしたらいかんということ言うんじゃないで、考え方のことを言っとるんでございまして、本来なら簡易水道のほうは値下げができるんじゃないかというふうに思っとるわけです。仮に簡易水道の全分、上水道の値段を上げてしまえば、かなりの収入が入ってくるというふうに思うんですが、そうならないようにするためには、もうちょっと検討すべきじゃないかというふうに思うんです。

私とすれば、今回簡易水道との統合について、今の1年ぐらいやってみて、どこにどう問題

があるのかということをやるときではなかったかというふうに思うんですが、いきなりその状態で上げてこられるならば、やっぱり私は簡易水道の1億5,700万円に対して6,600万円を上水道から補填するというふうに考えてしまうわけですが、私だけでしょうか。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本水道局長。

[水道局長 坂本高宏君 登壇]

○水道局長(坂本高宏君) 簡易水道事業の事業自体、これは拡張計画でございますけれども、これも、現在の予定では、長い間拡張計画は今後続けるという予定ではもうないわけで、現在の辻・徳市地区とか、あとは作木にしても、一定程度事業自体はもう整理がつき始めています。ということで、引き続いて事業をたくさん拡張計画をするために財源を確保するというようなことではなく、本来あるべき料金回収率に近いところの料金はいただくということが原則でございます。我々は、事業の継続的な実施のためには、どうしても料金回収率を適切な設定にする必要があって、そのためには、いただきたいお金は料金でいただくしかないわけですが、それが十分今は得られてないというところで、料金を改定するというところでございますけれども、一度にそれをやると生活に影響するということから、今回、家業については2割に抑えたという、その結果が6,600万ということでございますので、本来の考え方がちょっと違うというふうに思いますので、そういうことで、事業継続のためだけのそういうことをやる、拡張計画のためだけに財源を確保するというのではなしに、本来の業務のために料金回収率をいただくという、できるだけそういうふうな考え方で料金改正をお願いしているところでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) その6,600万円が国庫の補助の穴埋めではないというふうに判断すればいいんだろうと思うんですが、じゃ実際、今でいうならば拡張計画はもうないと言われたわけですが、今、水道が来てない人はもう拡張しないということで受けとめるわけですが、市民に安全で安心な水を届けるという立場から言うならば、まさに市の行政のサイトとしてはおかしいんじゃないですか。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本水道局長。

[水道局長 坂本高宏君 登壇]

○水道局長(坂本高宏君) 今の計画でございますけれども、三次市が計画を立てています計画給水区域については、大部分が既に拡張を終わっているというところを、現在説明したわけで、それ以外の区域についてはどうかという御意見でございますけれども、それは、計画給水区域外においては、仮に給水区域内に取り組みような変更をする場合ですけれども、水道事業としてのそういった水源の能力、これは水道事業としての水源の能力または家屋の連担状況、水道への

ニーズ、地形的な制約、そして経営の適正などを考慮して、事業実施については、今後慎重に検討していくという考え方で、まるっきり全てなくなるというような考え方はないわけですが、より慎重に事業実施については検討していく必要があるということでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 計画があるところでまだ引いていないところは、ぜひとも早急に計画をして、接続して、給水できるようにしていただきたいと思います。計画のないところは、速やかに計画を立てていただいて、市民の皆さんに届けると、水を安定的に届けるという立場に立って、水道事業をぜひとも進めていただきたいということで、次の質問に移りたいと思います。

2番目に小規模修繕契約について御質問いたします。

中小業者の皆さんを守るという立場で、50万円未満の契約でということで、そういう制度がございます。今、三次市として登録者数、発注件数、発注率また契約金額等についてお伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) この制度によります業者の登録状況でございますけれども、現在の登録業者につきましては61業者もしくは個人の方もいらっしゃいますので、61の方でございます。それで、平成27年度で申しますと、この登録されている業者に発注をした件数が241件、金額で申しますと、平成27年度決算で約2,600万円という状況でございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) ありがとうございます。61事業所で241件の発注が27年度にあったということは、かなりの業者さんに仕事が回ったというふうに私は感じております。金額的には2,600万円ですが、1事業が50万円未満ですので、金額は少ないんですが、個人事業主さんでは、20万、30万の事業が回ってくるということは、大変喜ばしいことであるというふうに思います。ぜひともこの制度を使って、制度を充実させていっていただきたいというふうに思います。

昨日も弓掛議員が質問されておりましたが、小規模企業基本条例について、ぜひとも小規模業者さんが潤うような制度をしておられますので、ぜひともその事業を充実させることも、特に住宅リフォーム制度等、先ほども申しましたが、水道接続ということであるならば、水道業者さん、かなりの業者さん、先ほどのアンケートの中にも入って、業者さんを全部つけて、各戸にお配りしておられると思います。市外の業者さんもたくさんおられるんですが、載っ取る

わけですが、市内の業者さんにぜひとも仕事が回るように、水道局長さんもお願いをしてもらうて、水道を接続してもらおうということであるならば、水道業者さん、またさまざまな業者さんが仕事が回ってくるということになると思いますので、よろしくおんいをいたします。

次に移りたいと思いますが、災害時の緊急放送についてお伺いいたします。

三次市において、最近大きな災害ということが起きておりませんが、2011年11月21日、君田町で震度5弱の地震を記録しております。さらに10月26日、震度3の地震が三次市でも発生しており、これは鳥取県の地震の関係でいうことでございます。地震というのは、いつ来るかわからない状況があると思います。さらに、水害で言うならば、1972年7月豪雨、最近では2010年7月16日、1時間91ミリという局地的な雨で、庄原市で急激に西城川の水位が上がったという記憶がございます。

このときについて言うならば、緊急放送というのはまだケーブルテレビ、音声告知で緊急放送というようなシステムになってなかったろうと思いますが、何ら緊急放送というのは市民に知らせることはなかったと思います。水位が上がった後に、消防団の車が放送して回っておりまして。もし河原におられた方、時期で言うならばアユの友釣りとかされておられる方がおられたならば、流されていたかもしれないというふうに私は思っております。

お伺いしたいのは、こういう避難勧告準備情報とか避難指示です。この情報はどの時点で誰が出すのかということをお聞かせ願えたらと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) まず、情報の大きいところから御説明申し上げたいと思いますけども、先ほど議員おっしゃいましたように、鳥取地震のときには、皆様方の携帯電話が一斉になったというふうに思っております。本件につきましては、国、国交省から情報提供、気象台からもそうですけども、情報提供されるJアラートが音声告知し、また防災一斉メールと連動しておりますので、受信後直ちに音声告知放送、エリアメールで発信される仕組みを構築しております。それと、大雨洪水避難情報等の防災情報の周知につきましては、現在、音声告知放送を基本として、防災一斉メール等で周知をしておることもございます。

議員の御指摘のタイミングということもございますけども、まず避難準備情報につきましては、水害においては、河川水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位上昇が見込められる場合、そして国交省等の指定河川におきまして氾濫注意情報が発令された場合等において発令することとしておりますし、避難勧告及び避難指示についても、それぞれ判断基準を設けております。この発令につきましては、防災の本部を立ち上げております本部長でございます三次市長が発令をいたします。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） それでは、先ほど言いました2011年11月21日に君田で起こった震度5弱のときでございますが、例えば後のフォローとして、大きな災害にはなってなかったけども、後になってどっかの君田のほうでは天井が落ちたとか何とかあったんですが、一般家庭の方については、何らその後のフォローはなかったわけです。音声告知で、皆さんどうでしたでしょうかというような不安を解消するような放送を、ぜひとも流してほしかったというふうに私は思っております。私1人で暮らしております、本当に衝撃を受けた地震でありましたから、後どうすりゃいい、ほかのところはどうなってるんかという不安もあったんですが、棚の物が落ちたわけでもなかったの、まあ大したことないだろうぐらいには思っておったわけですが、やっぱりそういう震度5弱ということになれば、かなりの揺れでございますので、そういうことにも含めて、音声告知であるべきではなかったかというふうに思います。

音声告知でございますが、情報を流すということで非常に大事なものはなっておるわけですが、この音声告知、停電になった場合はまさにただの箱になってしまうし、例えばケーブルが通っている途中で土砂崩れ等があれば切断してしまいます。ケーブルテレビを引いておられる方は、テレビも切断してしまいます。インターネットも切断します。携帯への一斉メールというのがありますが、今、登録者の方はどれほどいらっしゃるのですか。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 福永総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（福永清三君） 2,000件を下回る数字だと聞いておりますけども、現在の正確な数値は、今、持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（亀井源吉君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） 2,000件ぐらいということになれば、かなり少ないんじゃないかというふうに思います。先ほども言いましたが、音声告知が使えなくなれば、一斉メールしなくなるというふうになるんですが、これはぜひとも促進してもらって、登録者を全市民にさせていただくように運動されることが大事じゃないかというふうに思うんですが、これだけではやっぱり市民皆さんへ緊急時の連絡というのは難しいんじゃないかと思います。

議会報告会でも出ておりましたが、屋外放送設備が必要であるというふうに思います。私の地域は、旧三次市の外れのほうになると、そういう屋外放送、緊急のサイレンというものもございません。そういう中で、災害も起きずに暮らして今までは来たから、別にといい気もなくはないんですが、今、いつどこで何が起きるかわからんという状況が、ただただあるわけでございます。合併前の旧町村におきましては、放送設備があったと聞いております。それが、音声告知に切りかえられるということにならなかったということは、市民の皆さんにしてみれば、今までであったものがなくなったというのは、大変不安になるというふうに思います。

ということで、屋外放送を、今あるものは制度的にいろいろ、アナログであったり、何とかデジタル化しなきゃならないとかいう問題はありますが、今までであったものをなくしてしまっただけということは、いかななものかというふうに思います。ぜひとも音声告知を復活していただき、また旧市内においても、周りのところについては、何らかのそういうものを設置していただくことを望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) 先ほどのメールの登録者数でございますけれども、2,191件でございます。

音声告知システムの整備に関しましては、各地域で開催をしました説明会の中でも、議員御指摘のように、防災無線で屋外放送が行われていた地区からは、屋外放送がなくなることに對しまして、外での作業では聞こえないというふうな不安の声があるということにつきましては、把握をしておるところでもございます。

また、音声告知システムへの移行後、屋外拡声器の整備が行われないことにつきましても、これまでもさまざまな場において、説明をさせていただいてきております。本市では、ケーブルテレビで整備をいたしました既存設備を活用し、将来にわたっての維持管理の経費も含めて考慮する中で、現在設置をしてある屋外拡声器だけでは、全域をカバーすることは困難であり、音声告知放送を展開することが最適な方法であると判断をし、今回事業を展開しているものでございます。

防災情報の周知におきましては、現状で整備をしております光ファイバーを利用しました音声告知放送の利用を基本とする中で、今年度から市内全域で放送を開始しておりますので、今後とも加入促進を図っていきたいというふうに思います。

ここで御説明申し上げますと、さらに、今年度中にはケーブルテレビのチャンネルの中で、データ放送が開始をされます。これは、ケーブルテレビをごらんの皆様には、緊急時には画面にテロップの表示や、強制的に画面がL型表示に切りかわり、防災や災害の情報発信が可能となるものでございます。また、来年5月からは、国土交通省から洪水情報に関する緊急速報メールも配信される予定でございます。これは、国土交通省の管理の河川におきまして、氾濫危険水位を超えた場合には、エリアメールとして送信されるものでございます。

これらの新たな情報とあわせて、これまでと同様にメールや市広報車の活用とあわせて、消防団の積載車による周知、消防署、警察とも連携を図りながら、あらゆる手段により情報伝達や周知を行ってまいりたいと思います。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 音声告知が大変重要視されておるんですが、先ほども言いましたが、停電

のとき、途中でケーブルが切断したとき、その場合はどういうふうに対応したらよろしいか教えてください。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) まずは、私ども本市行政として、広報車等も利用しますが、地域防災力のかなめでございます消防団とも一体となりまして周知活動、さらには消防署、警察、国土交通省等も連携をする中で、情報伝達を進めてまいりたいというふうに考えておるところでもございます。

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 消防団の皆さんもそれぞれ家があったりなんかしてあるし、例えば土砂崩れで道路が通れないということになれば、消防団も回れないという状況もあるし、消防団が回りよって、ここは津波がないわけですが、東日本大震災のときは、回ってる中で津波に飲み込まれて亡くなった消防団の方もたくさんいらっしゃるというふうに聞いております。

そういうことから考えるならば、一斉にサイレンなりでもとか、屋外放送でやるのが一番、全域ということにはなかなか分はあるかもしれませんが、仮にサイレンを鳴らして危険ですよということを知らせる。そしたら、何が危険なのかということは、自分で判断もある程度はできるし、場合によっては、ラジオをつければ、停電しても使えるようにしとけば、そこから情報を得ることができます。私、1972年の7月豪雨のとき高校生で、自宅の前まで水が来たときに停電をしました。何にもありません。かろうじてあったラジオを聞きながら、どういう情報になつたのかということを知りながら、避難するかせんか、ずっと家で一晩頑張って、家を守った記憶があります。そういう立場で言うならば、皆さんは情報がほしいわけです。停電してしまえば、もう何ら情報を得ることができないという状況になると思いますが、そこら辺は音声告知だけということではよろしいのでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) 屋外放送にいたしましても、現在、計画しておりますのは、音声告知を利用した屋外放送施設の利用を計画しておりますので、停電時には同じ状況になるかというふうに思います。ただ、市民の皆様にもそういった情報を知らせるということにつきましては、重ねての答弁になるかと思いますが、あらゆる手段を通じてお伝えするということができないというふうに思いますし、大災害におきましては、管理者である市長のほうから、自衛隊また国、県、また相互応援協定をしております各市町、団体のほうにも応援を求めるということになるかというふうに思います。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)



○議長（亀井源吉君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） 音声告知のことで、もう一つ言いますが、隣の府中市のことが中国新聞に載っておりました。上下町で、デジタル防災無線ということで、26カ所設置するというので、予算が1億9,400万円。旧府中市においても、今アナログ放送があるものをデジタル化して、随時していくということで考えておられるようでございます。

そういう観点ですならば、ぜひとも今ある施設を利用しながら、デジタル防災無線放送をぜひとも考えていただくことが、一番市民に緊急時の放送につながるというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 福永総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（福永清三君） 屋外放送設備及びサイレン等の設備につきまして、市内全域で皆さん方に届くということになれば、無数の設備が必要であるというふうなことでございますので、全てを網羅するということが困難であるという状況でございますので、現在のところ計画がないものでございます。

（2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） もう屋外放送はしないということによろしいかと思うんですが、しかし、市民にとってみれば、これはもうまさに命にかかわる問題でございますので、ぜひとも検討していただきたいということでお願いしたいと思います。

以上で私、時間は残りましたが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（亀井源吉君） この際、しばらく休憩いたします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時53分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（新家良和君） 休憩前に続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 鈴木議員。

〔16番 鈴木深由希君 登壇〕

○16番（鈴木深由希君） 真正会の鈴木深由希です。お許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

この世に生を受けて、誰もが幸せな暮らしを送れるはずなのに、子どもが巻き込まれた目や

耳を疑う事件の数々に触れるたび、残念でなりません。親としての自覚に欠ける両親による子どもの虐待死、横浜、新潟へ自主避難をしている被災者が、教育の現場で理解を得られず、親子ともに深く傷つきたいじめ事件、豊かに見える現代で、日々の生活がままならない子どもの貧困、当たり前であるはずのことが当たり前でない現実、人としてのありようが問われていると感じています。本物の正義が失われ、義務を果たすことより権利の主張が優先している大人の振る舞いが、子どもたちの目に、耳に、心に入ることは、防ぎようがありません。

情報社会にあって、子どもたちを取り巻く環境を整えて、将来の担い手をどう育むか、障害や特性を持った子どもたちを、それぞれ自分の意思で進路を選び、人生送ることができる社会的障壁を取り除いた社会的の実現など、今、感じている課題を、大きい項目1つ、未来を担う子どもたちの育成環境についてとして、子どもたちの成長段階に沿って質問いたします。

これからの発言が、全ての関係者に係るものでないこと、頭が下がるほど熱心に取り組んでくださっている方々がたくさんおられる中の一部、残念な事例であることを、あらかじめお断りをします。

中項目1、障害児、障害者一貫支援の取組についてお伺いいたします。

文部科学省が、乳幼児期から就職などで社会に出るまで、障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制を構築する整備費用の3分の1を、最長で3年間補助する事業を始めることを受けて、4年前から提案し続けています一貫した支援体制の構築を、9月定例会で提案いたしました。

一貫した支援体制の必要性にいち早く14年前から取り組んだ滋賀県湖南市に始まり、全国の自治体が独自で支援体制を構築していく中、やっと文科省が事業として動き出したところです。昨日の同僚議員の質問に、組まれた制度の定位置にある施設、関係機関に、受けた相談をつないでいるとるる御答弁をされていました。当事者の保護者の声をもとに、4年間要望し続けている一貫した支援のシステムと行政が捉えておられる一貫した支援には、大きな隔たりがあり、伝わらないもどかしさを感じています。

9月定例会後、文科省が始めた事業について、本市での構築を視野に入れて調査研究をされましたでしょうかお伺いいたします。

(福祉保健部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 日野福祉保健部長。

[福祉保健部長 日野宗昭君 登壇]

○福祉保健部長(日野宗昭君) 文部科学省が、来年度、平成29年度へ向けて、新たな事業を立ち上げておると。内容で言いますと、特別支援教育の充実の一貫ということで、包括的な教育システムの推進といったことを主眼に取り組む内容であろうかと思えます。

そもそも国の文科省のほうでこういった制度をつくられたいきさつについて調べてみますと、本年4月からの障害者差別解消法の施行、これが第1点。2点目は、発達障害者支援法の改正。こういったことを踏まえて、新たにできた制度というふうに考えておるところでもございます。

その中身を見てみますと、具体的には、例えば就労支援のコーディネーターまた発達障害支

援アドバイザーといった、いわゆる教育専門家の配置といったことの一部助成ということになるかと思えます。その他の事業もございますけども、専門の相談員と申しますか、そういった配置については、就労支援ということに関しましては、福祉部門については、例えば備北障害者就労、ナカボツと言いますけども、生活支援センター、これらのほうに、常駐と申しますか相談員が配置されて、一般就労の支援等については御支援をしておるということがあります。

それから、市の障害者支援センターにおいては、具体的には社会福祉士あるいは精神保健福祉士といった専任の相談員を配置して、障害手帳の有無にかかわらず、例えば閉じこもりや発達障害といったことの御相談にも応じておるという状況がございます。さらには、場合によっては、保健師等も家庭訪問等を行っておるということでもあります。

本市独自の相談体制ということになりますと、先般も御答弁いたしましたけども、福祉総合相談センター、こちらのワンストップというところで、昨年4月に開設をして、高齢者、障害者などの相談に応じて、さまざまな面からサポートすると、そういった体制を本市独自で、他の自治体になく仕組みというのをつくっておるところでございます。そういったところで、さらにそういった関係部門の連携強化も含めて、引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) さまざまな障害を持つ当事者や保護者から相談を受けて、いろいろな機関や施設を訪ねて、お話を伺ってまいりました。行政の仕組みで、それぞれの部署の権限を超えることができない。また、機関の役割の範囲でできることだけお答えになるのは仕方がないなと思いつつ、いろいろ聞かせていただきます。

あるとき、相談者が希望する支援が提示されない理由を伺いますと、言われなかったからと、できる支援があるのにもかかわらず、伝えておられませんでした。インタビュー能力を磨いてほしいなと思いました。子どもは、元來說明、表現が下手です。特に障害のある児童生徒には、どんな理由が潜んでいるのか、探偵のように探らないと聞き出せないのです。保護者の相談の内容を、背景を想像しながら、相手が抱えている困り事、言えないこと、わからないことを聞き出すことが求められています。

発達支援を持つ人は、外から見ただけでは障害があるとは認識されにくく、本人は生まれたときから自分のままですから、何が正常かを知りません。どう変わればいいのかということを思いつくことも、想像することもできないのです。説明が下手で伝えることができない分、誤解され、理不尽な対応や不適切な対応で傷つきます。行動を理解できていない人による不適切な対応は、発達障害児の不適切な行動を引き出すと言われております。今の支援体制が、一貫した支援として十分でないから、文科省が構築の事業を打ち出したのではないのでしょうか。本市独自の支援体制、総合支援体制が、各部署、各機関が一生懸命に取り組んでくださっているのは、本当に感謝しております。しかしながら、保護者、当事者が、その都度いろんな窓口に出向か

なくていけない。その窓口で、1回ずつ自分を知ってもらおうと説明を凶らないといけない。そういったことの負担を、少しでも軽減できるのではないかというのが、提案している支援システムなんです。文科省が構築の事業を打ち出している。これを機会に、もう一度検討していただけないか、視点を変えて研究していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(福祉保健部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 日野福祉保健部長。

[福祉保健部長 日野宗昭君 登壇]

○福祉保健部長(日野宗昭君) 障害者、障害児を持たれた保護者の願いということの支援ということについて、関係部署が一貫となって取り組むと。また、関係法令等の施行といったことを踏まえて、国においても施策に取り組むという動きが出ておるということであります。

これもまた以前答弁をしておりますけども、本市においては、障害者の支援ということについては、障害者支援協議会に療育発達支援部会というものを置いております。この部会の構成については、それぞれ乳幼児期、それから学童期、それから青年期等にかかわるそれぞれ関係部署と、また事業所等の関係団体をメンバーとした構成ということでございます。具体的には、やはり個別の事例を検討しながら、そのケースに応じた対応をします。もう一つは、やはり関係部署あるいは関係機関が、共通した認識を持つことが大変重要であろうというふうを考えているところでございます。

そういった意味では、定期的な意見交換あるいは情報共有といったことを行って、連携の強化を図っておるところでございます。めざすところは、議員おっしゃいますような切れ目のない関係部署の連携ということであろうかと思っておりますので、引き続き研究等も行いながら、本市独自の取組を進めてまいりたいというふう考えております。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) 9月の定例会での御答弁も、改めてまたお答えいただきました。9月の定例会のときに、サポートファイルについても触れておられます。サポートファイルを通じた一貫した体制をとっているということで、議会だよりもお答えが掲載されました。それをごらんになった当事者の保護者から、サポートファイルがどれほど活用されていると認識されているのだろうか、内容を知っているのお答えでしたかと。サポートファイルを先生に見せたのですが、しっかりと見てもらえず、活用していただけなかったと、残念な、また厳しい御指摘が、私のところにありました。

本日、許可をいただいて、ちょっとものを持ってきています。よく御存じと思うんですけど、かなりのこういったファイルですね、大きな。これは本当に丁寧につくっておられて、記入例があって、その横に細かく子どもの療育にかかわることとか、病院のこととか、本人の特性を細かく記入するようになっていきます。これが、県の育成会が作成された「心をつなぐサポートファイルひろしま 結愛 ～y u i～」です。利活用を訴える保護者の声を受けて、啓発のた

めにまず勉強と思い、私も手続をして、こうしていただきました。勉強会の連絡もいただきますので、参加させていただきました。

質問に向けて、サポートファイルの活用について資料請求をし、いただきました回答によりますと、配付状況が221冊で、療育手帳交付時や乳幼児健診、相談を受けたときに説明を行い、利用希望者へ配付とありました。導入してから、配付状況の推移も知りたかったのですが、わかれば教えていただけますでしょうか。

(福祉保健部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 日野福祉保健部長。

[福祉保健部長 日野宗昭君 登壇]

○福祉保健部長(日野宗昭君) サポートファイルにつきましては、平成21年度から具体的に取り組んでおるものでございます。乳幼児期から成人期に至るまで、生活環境が変わっても地域生活において一貫した支援が受けられるということで、議員のほうから資料請求をいただいて、221冊というのが、この8年間のトータルの配付実績でございます。

平成21年度、1年目ということになりますけども、この1年間では75冊の配付をいたしております。その後7年間、大体平均いたしますと、毎年20冊程度配付をしております、トータルで221というような実績になっております。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) 初回が75冊で、大体20冊ずつの配付ということですが、近年、発達障害と気になる子どもさんたちが増えていると言われつつ、このサポートファイルの配付の数が余り増えてないというのが、ちょっと気になるところなんですけど、市としてサポートファイルが一貫した支援の、また1つのツールと位置づけられておられるのでありましたら、保護者はもちろん教育関係者、福祉関係者に、子どものために重要な役割を果たすことを、もっと啓発し、保育所、学校から逆に保護者へ向けて、ファイルの活動をアドバイスするくらいの働きかけがほしいなと思います。

また、いただきました資料に、受け取られた方の利用目的に沿ってお使いいただければと考えているとありましたが、切れ目のない一貫した支援に、本人の利用目的に沿ってというだけでしたら、つながっていくかなとちょっと疑問に思う点もあります。もっともっとファイルの活用を周知徹底することが必要ではないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

(福祉保健部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 日野福祉保健部長。

[福祉保健部長 日野宗昭君 登壇]

○福祉保健部長(日野宗昭君) このサポートファイルについては、市のホームページ等にも経過等について掲載もさせていただいておりますけども、もともとやはり保護者の団体からの強い要望等もあって、広島県を含めて県下の市町がそろって、こういった待遇をするということで、

普及啓発等を図ってきているものであります。

ただ、サポートファイルは、かなりの情報量ということがございますので、やはり個人情報の保護ということが、十分配慮する必要があるかと思えます。そういった意味で、大前提ではファイルの管理は保護者の管理ということ徹底いたしているところがございます。その上で、毎年御希望のあった方に配付をしておるわけでございますけども、例えばファイルの使い先ということになりますけども、例えば病院受診の際に御利用されておるといったようなケースがございます。もちろん保育所、学校等で提示をされるということはあるわけでございますけども、配付の方法ということにつきましては、市のホームページにも掲載しておるわけでございますけども、毎年全戸に配布をいたしております福祉保健サービスの冊子、こちらのほうにも毎年掲載をさせていただいておりますし、療育手帳の新規交付については、具体的な説明を行った上で、利用の御希望がある方に配付をさせていただくといった形で、活用に向けた取組を進めております。

また、毎年保護者、支援者を含めて、療育発達支援部会の主催によるサポートファイルの学習会といったものを開催して、記入の方法、活用等の支援も行っていくように図っておるところでございます。

さらに、このサポートファイルが認知されて、活用が広がっていくように、引き続き周知に努めていくとともに、支援関係団体を含めて、それぞれ役割分担をしっかりと明確にしつつ、取組の強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでもございます。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) 今、部長から説明もいただきましたように、いろいろな記入の指導が、発達支援センターでも行われていて、特に就学前のサポートファイルの記入指導が丁寧に行われていると聞いております。中には、書くことが大変苦手な保護者もおられます。苦手な保護者には、寄り添って記入の支援をする。保護者が一生懸命に書かれた情報が、小学校へ入学して、また療育に生かされる。成長に沿って記入され、中学校、高校、成人とつないでいく。また、日常、病気等のときには、医療機関にかかったときに説明がしやすいよう、そのファイルの中身が記入されていることも大切なことです。

この普通の流れがスムーズに行われていない、ファイルが活用されていないと、保護者が訴えておられます。要は受ける側の、まだ体制が整っていないということですね。周知されていないということです。保護者が伝えたい、知ってほしい子どもの障害に関する情報、必要な配慮を知ることは、先生方にとって療育、指導の参考にもなると思います。高齢者用の命のボタンをヒントに、ファイルの資料の中で、緊急のときに必要なページをコピーしてわかるようにしている方や、子どものランドセルにコピーを入れて、見えるところにファイルがあることを表示しているなど、保護者は工夫して活用されています。

質問の流れで、福祉保健部のほうでお答えをいただいておりますが、教育現場の体制として、

教育委員会にもお伺いをしたいです。サポートファイルでの支援体制をどのようにお考えでしょうか。また、このたびの国の事業に関して、教育委員会としてはどう捉えられたのかお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) ただいまサポートファイルの活用について御質問をいただいておりますけれども、小・中学校におけるサポートファイルの活用につきましては、就学前に保護者から情報提供をされる場合がございます。情報提供された学校では、乳幼児期までの生活や発達の様子、そして支援の方法などを参考にしながら、特別支援教育に関する委員会である校内委員会で、より効果的な指導のあり方を検討し、個別の支援計画であったり、先ほど来出ております教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が協力して支援するための1つのツールにもなりますけれども、教育支援計画を作成しているところでございます。学校での教育が一人一人の力を最大限に伸ばす指導、支援となるよう、活用もさせていただいております。

なお、サポートファイルをお持ちでない場合もございます。例えば就学に当たっては、学校、教育委員会が、保育所、幼稚園等と連携し、必要に応じて保護者との面談等を行い、一人一人の状況を踏まえた指導が行えるよう、個別の指導計画、支援計画を作成しております。また、必要に応じて、市費で学校支援員や介助員を配置しているところでもございます。

もう一点、国の補助についてお尋ねをいただきました。国の補助事業でございます平成29年度の教育支援体制整備事業費補助金というのが、これにつきましては、県の教育委員会から申請に関して、現在国の補助事業の見直しがされているとの情報が入っております。来年2月ごろ、正式に各都道府県に対して意向確認がある予定と聞いております。今後とも、県からの情報を収集しながら、関係課と協議し、補助事業の活用について検討してまいりたいと考えております。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) このたびは、文科省の事業の後ろ盾があります。ぜひ棚に上げずに、どうぞ現実を直視して、いま一度自分が保護者であったらと置きかえていただき、検討、研究してみてください。お願いします。

次に、中項目2、保育現場の現状についてお伺いいたします。

保育士の確保については、昨日、同僚議員が同様の質問をしていますので、発達支援センターと保育所との連携についてお伺いいたします。

世羅町の児童発達支援事業所すずらんにて視察に行きました。保育所に通っている障害のある園児が、保護者の判断で、すずらんでの療育と保育所との通所を調整して、子どものコンディションに応じた療育体制が整っていました。

本市の発達支援センターに通う子どもたちは、保育所の通所とのバランスをどのようにとっているのでしょうか。お伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 瀧奥子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君 登壇]

○子育て・女性支援部長(瀧奥 恵君) こども発達支援センターでは、その子どもさんの状況に応じまして、週1回の教室がございますとか、月2回の教室がございます。そこに通ってきていただいて、通常は各保育所に行ってもらっているという感じですが、決められた曜日に開催をしておりますので、そこに合わせておいでいただいているという現状でございます。なお、いろいろな行事等につきましては、来られない日あるいは体調の悪い日があろうかとも思いますが、それにつきましては、次に来られた教室の中で、その子どもさんに合った取組を進めるということで進めさせていただいております。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) 発達支援センターにおける療育というものは、専門的な観点から手厚く行われていると聞いております。その療育支援センターでの療育が、また保育所との連携をとって、何かつながっていいものになっていったら、もう少し深いものになっていったらというのが、保護者からも少し聞いております。

この週2回というのは、もちろん人数も増えましたし、施設の範囲というものが増えたものですから、子鹿さんのほうにも協力していただいて、今、広げてありますけど、もう少し発達支援センターの内容を広げたり深くすることは難しいでしょうか。

(子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 瀧奥子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君 登壇]

○子育て・女性支援部長(瀧奥 恵君) 本市には、先ほど御紹介がございましたように、こども発達支援センターのほかに、子鹿療育支援センターというのもございます。その子どもさんに合った状況、例えば1歳6カ月程度のわくわく教室というのは、保健師さんと一緒にやっている教室がございますけど、そういう中から、どちらを御紹介したほうがいいのかという中で、それぞれの役割分担をしながら、取組を進めていると思っておりますので、そういう中で、子どもさんにとってどちらがいいかということを主眼に置きながら、それぞれの教室をさせていただくということになろうと思っております。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) 早期療育というものが大切だと言われております。より一層、発達支



援センターが充実することを願っております。

中項目3の小中一貫教育についてお伺いいたします。

小中一貫教育が、昨年度完全実施となりました。当初、中一ギャップへの効果が期待されていきました。文科省の全国調査によります小中一貫教育の成果は、中一ギャップが93%緩和されたとあります。ほかにも、90%を超える大きな成果10項目の中で、96%の成果として、小・中学校の教職員間で、お互いのよさを取り入れる意識が高まったという点は、児童生徒へのいい影響を与えるものと思います。

平成28年度三次市教育要覧の教育長の御挨拶で、平成27年度から小中一貫教育の充実期と位置づけられ、2年目を迎える中、充実してきた具体的な姿を3つ述べられています。各中学校区教職員の意識向上、不登校児童生徒数の減少、学力の向上、この2つ目の不登校の減少はちよっと疑問なんです、総合評価として、児童生徒、教職員に成果が出ているようです。中一ギャップの効果はいかがでしょうか。お伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 小中一貫教育についてお尋ねをいただいております。

議員のおっしゃっていただきますように、本格実施から2年目を迎えて、各中学校区のほうでは、小中一貫教育を進めているところでございます。御存じのように、三次市の小中一貫教育というのは、中学校区を中心にするということで、実施形態がそれぞれ変わって、特徴的なものを持っております。その実施形態を踏まえながら、例えばお話をさせていただきますと、施設一体型というのがございます。これは、同じ校舎で生活していることから、児童生徒間での交流、学び合う機会が増えております。さらに、先ほども御紹介いただきましたが、小中の教職員が互いに生徒指導や授業改善に日常的に取り組めるというメリットもでございます。

また、小学校、中学校がそれぞれ1校ずつの連携型という中学校の形もでございます。この学校では、学校間の距離が近く、連携がとりやすいというメリットを生かして、学校行事を中心に、運動会や遠足、例えばマラソン大会も含め、合同で9年間の姿が見れるような形をとって、実施をしているところが増えてきております。

さらに、中学校1校に対し、小学校が複数ある連携型の学校もでございます。こういった中学校区では、定期的に児童生徒の交流を行ったり、家庭学習強化週間などを一斉に実施したりするなど、取組を行っているところでもございます。

このように、全ての中学校区でそれぞれの特色を生かしながら、共通した課題を改善するため、9年間でめざす子どもの姿、学びの姿を共有しながら、小学校と中学校の一体的な指導、取組が進んでおります。

また、メリットの部分でも御紹介をいただきましたけれども、中一ギャップへの効果につきましては、これが1つの指標として、今年度、中学校に入学した生徒への意識調査で言いますと、学校が好きと答えた生徒の割合は、小中一貫教育がスタートした平成22年度に比べますと

5.7ポイント上昇しているということがわかっております。

また、小学校で不登校だった児童が、中学校では登校できるようになった事例もございます。これは、不登校状況を小中で共有して、指導法や中学校での受け入れ体制について協議を重ね、入学前に中学校からも家庭訪問をするなどの、そういう取組をしていった結果でありますし、1つの成果であると捉えているところでございます。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) 本市の小中一貫教育が3つの形、パターンで行われている。今御紹介をいただきました。文科省ではちょっと呼び方が違いますが、施設一体型、施設隣接型、施設分離型と施設形態を呼び、それぞれの総合評価を出しています。一体型が97%、隣接型が90%、分離型が86%の結果でありました。一体型と分離型では、一貫教育の成果にやはり差が出ているようです。一体型のみらさか学園、連携型の中で君田小学校と中学校は隣接型であります。本市の小中一貫教育で、それぞれのパターンでの成果は、今、いただきました。見えてきた課題があるのではないのでしょうかお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求め)

○副議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 今、小中一貫教育にかかわっての課題ということで、お問い合わせがございませけれども、先ほど述べましたように、各中学校区がそれぞれ、今、最大限でできる小中一貫教育、例えばそれは9年後の卒業を見越す中で、小学校からの指導を始めると、そういう一貫した形でできるものをできるところで行っております。例えばそれは一体型とか隣接型とかというところであれば、全くどれも同じような形というのはいかならないと思っておりますけれども、本市のこの三次で行っている小中一貫教育というのは、中学校区を中心とし、それぞれの特色を生かし、そして9年間、小学校、中学校の教員が一生懸命子どもたちにかかわって、卒業させていく。そして、夢の実現につなげるんだと。この気持ちは、どの中学校区も同じと、私は捉えているところでございます。さらに高めていくための研修のあり方というのも、今後、工夫していきたいと考えているところでございます。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) 文科省の全国調査でちょっと心配があってお尋ねしたんですけど、いろいろな努力を、取組をしっかりといただいているということでもあります。教育は人づくりであり、まちづくりの基盤と、三次教育ビジョンの冒頭にあります。ふるさと三次を愛し、誇りに思う子どもたちを育むには、どこにいても同じ教育が受けられ、格差のない一貫教育であるということ、学校、地域、家庭の連携強化に力を注いでいただきたいと思います。

中国新聞で、みらさか学園の児童生徒が、町内の菊の名人の指導を仰ぎ、大輪の菊を咲かせて、施設や商店街に届けて、喜ばれたことが掲載されていました。議会報告会でもホールの入り口に、名人お二人の紹介とともに、大輪の菊の鉢が飾ってあり、見事な菊で、秋をしっかりと感じることができました。他の地域で、特色あるこういった学習がありましたら、少しお聞かせください。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) ただいま議員のほうからおっしゃっていただきましたように、各中学校区では、それぞれ本当に特色のある形を一生懸命取り組んでくれております。御紹介いただいたもののほかで申し上げますと、どの地域も共通してまず言えることは、地域との交流が図られているところが共通している点でございます。例えば地域の女性部との花植えの活動を行っているところ。それから、ふれあい祭りに向けた清掃や灯籠の設置などを行っている学校、また合同の清掃もやっているところが多いございますが、地域の方をゲストティーチャーとして迎え、一緒に授業に入ってください、子どもたちに指導を行っていただいている学校、そういったそれぞれできるところから、特色づくりも含めて、行っているところでございます。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) 同じ三次市内でありましても、地域によって特色があります。子どもたちが生まれた地域を、育った地域を誇りに思うように育む責任が、私たち大人にあると思います。

中項目4の教職員の研修について、昨日、同僚議員の質問にお答えですので、教育委員会主催の研修会についての質問は省かせていただきます。

社会福祉協議会にボランティア登録をしている団体が主催の東広島の県立わかば療育園の園長が監修されました発達障害コミュニケーション、指導者認定初期講座5日間に、168人が受験されました。受講生の内訳は、資格を取る目的ではなく、子どもや孫の療育にプラスになるとした保護者や祖父母、保育所や小学校の先生、高校の先生、児童館の支援員、福祉関係の仕事につかわれている方々、保護司の方などが半数を超え、地域では、三次市のみならず、庄原、安芸高田市、神石高原町、東広島、広島市安佐北区など広範囲からの受講に、関心の高まりを感じます。

子どもの成長は待ったなしです。発達支援の児童生徒は、適切な療育を受けていない、環境が適していない、理解のない不適切な対応により、もともとの障害でないものが出てくる。例えば自分に自信を失う、不登校、ひきこもり、無気力、チック、暴言、暴力、非行、頻尿、おねしょなどなど、二次的障害、三次的障害が起こってきます。年齢が低いほど適切な療育で改善されますが、そのまま成長していくと、精神障害を引き起こすこともあるとのこと。早

期発見、早期療育と言われるところはそこにあるでしょう。

本人が自覚してなかったり、保護者が認めない場合は、療育がおくれてしまいます。子どもたちの立場に立てば二次的障害を防ぐため、先生方の立場に立てば1人で抱え込まない、悩まないで、健全な学級運営ができるように、発達支援を理解する情報の共有は不可欠と思います。

発達障害に関する情報を漠然と捉えていて、一人一人違う障害特性を理解し、適切な療育方法を実践されなかった先生があり、保護者が支援学級を希望されても、通常学級に決まり、これは恐らくIQ等の審査で、学校関係が決められたことで問題はないと思うんですけど、通常学級での担任に特性を説明し、必要な配慮をお願いしても聞き入れていただけなかったことで、子どもが不登校になったと聞きました。まさに、二次的障害が起こってしまった事例であります。

有識者によります学術的な研修は数々されておりますし、こうした先ほどの民間の講座にも、自分から研修を受けに行ってる先生方はたくさんおられます。その研修よりは別に、当事者でありますとか、成人の当事者、苦悩の発端をいろいろ聞いてもらうとか、保護者の方からのいろいろな苦労話とか、努力している、配慮していることを、生の声を先生方が聞く機会があられてもいいんじゃないかなと。担任と保護者という一対一の立場でありましたら、見えてこない部分もあると思いますけど、外部からそういった方をお招きして、先生方が生の声を聞いたりする機会もあつてはいいんじゃないかなと思いますけど、学校組織では難しいことでしょうか。お伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 今、議員のおっしゃってくださいました、例えば保護者等の生の声をお聞かせいただくということであろうかと思いますが、御存じのように、各学校では特別支援教育のコーディネーターが中心となって、計画的に全員が参加する研修を、校内でも持っているところでございます。これは言いかえますと、直接、日々保護者の方と接している特別支援教育のコーディネーターあるいは特別支援学級の担任が、自分たちが直接保護者の方から聞かせていただいたことを、また他の教員へも伝えながら、そして研修をする場にもなっております。

したがいまして、先ほどおっしゃっていただきました二次障害というのは、通常学級で非常に起こりやすい状況もございまして。通常学級の担任も、特別支援教育の視点をしっかりと持って、そして、例えばユニバーサルデザインについて学ぶ中で、これを通常学級でもしっかりと生かす。このことが二次障害を防いでいたり、あるいはまた保護者の方としっかりと連携をすることが、家庭で起こっている子どもたちの変化を、また学校でも受け止めながら行っていくという相互の連携をしながらということにつながっていくところでございます。こういった形で、直接保護者の方から聞くのは担任のほうになるかもしれませんが、学校の中では、こういった形の共有をしながらの研修も行っているところでございます。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長（新家良和君） 鈴木議員。

〔16番 鈴木深由希君 登壇〕

○16番（鈴木深由希君） 最後に、中項目5の情報発信についてお伺いいたします。

平成25年3月定例会で、教育委員会の情報公開について提案いたしました。それまでの教育委員会会議の議事録公表がなく、同僚議員がそれまでも提案されていましたが、なかなか改善されていませんでした。その後、教育委員会会議の議事録がホームページに公表されるようになりました。しかし、個人情報の保護という観点で、公表できないものもあるとは理解しますが、時にノリ弁、黒塗り状態での公表となっていたりしているようです。

全ての議事が公表されているのでしょうか。開催時間が50分程度の議事録にしては、内容が少ないのではという指摘もありました。お伺いいたします。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） ただいま議員のほうからも御紹介いただきましたように、教育委員会会議の内容につきましては、インターネットでもごらんいただけるように、現在なっております。市のホームページのほうへ同様に載せさせていただいております。

会議につきましては、これは傍聴も含めて御案内を申し上げ、お越しいただくことも可能でございますし、また教育委員会会議の中で話し合ったことにつきましても、先ほども紹介いただきましたように、発信をさせていただいているところでございます。ただ、議案によりましては、先ほどもおっしゃいましたが、個人名を出して審議をする場合もございます。その場合は非公開ということになります。したがって、ホームページ等へもあわせて載せておりますものは、会議の中で話し合った最低限外へ出せるもの、個人情報に触れないものというところで発信をさせていただいております。まだまだ改善の余地があるかもしれませんが、現在、そういったところで、以前御指摘いただいたことを実現させていただいておりますので、今後また改善の余地がございましたら、考えてまいりたいと思います。

（16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 鈴木議員。

〔16番 鈴木深由希君 登壇〕

○16番（鈴木深由希君） 横浜、新潟のいじめ事件のように、被災者に対する賠償金や放射能被害の正しい情報が伝わっていなかったため、不適切な発言を、子どもたちだけでなく担任までが口にしています。今の小学校、中学校の保護者たちは、ニュースもネットで見ているという子育て世代です。教育に関する情報発信を、ホームページでの活用が有効と考えます。

例えばいろいろな世の中で起こっている具体的な事件等を、少しかみ砕いて、イラスト入りで紹介する、説明するとか、発達障害の理解を深めるために、不適切な行動をとるのはなぜか。お友達が暴れたりするのはどうしてか。何で困っているのか。どんな声かけがうれしいのかというものを、親子で学べるようなページがつけられてもいいのではないかと。これは、行政が

行うことではないとお考えになるかもしれませんが、いろいろな教育現場で起こっている情報を、各学校の発信だけでなく、教育委員会全体として啓発してはどうかと思います。

また、各学校のホームページは、それぞれ個性のあるつくり方をされていて、楽しく拝見させていただいております。トップページを見ますと、不祥事根絶、いじめ防止基本方針などなど、共通した内容を表記されてありますが、構成を統一したらいいのではないかとの声も、前々からあります。それぞれの学校のカラーや特色が失われる気もしますが、御所見をお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) まず、学校のホームページに関してでございますけども、学校のホームページの基本的な内容というものは、教育委員会のほうで各学校へ示しておりますので、載せてある中身というのは同様なもので構成をされております。ただ、それぞれの学校がそれぞれの学校の特色を出したいということで、一番トップのページというのは、工夫は各学校に任せているところでございます。広く市民の方にアクセスしていただけるホームページになるよう、今後ともまた教育委員会としても指導、支援をしてまいりたいと考えているところであります。

また、先ほど発達障害にかかわって、こういったものも発信をしてみたらどうかということでございます。今日も御意見をいただいた中でございますけれども、例えば通常学級におきましても、注意欠陥多動性の障害を持った子どもたちというのは、年々増えてきている状況でもございます。そういった意味では、各学校のほうでも、各学級単位で保護者とともに、どういう傾向があるのか。またどういう対応をしていくのがいいのか。そういう保護者の対応の仕方であったり、相談機関のことであったり、そういったことも含めて、細かく実態に応じた、あるいは学年の状況に応じた研修あるいは保護者との学習も行っているところでございます。一様にホームページで出していただくだけではなく、やはり実態を踏まえた中で、学校と保護者と一生懸命このことについて語り合いながら進めていくというのが、現在、三次市でも進めているところであり、御理解いただきたいと思っております。

(16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 鈴木議員。

[16番 鈴木深由希君 登壇]

○16番(鈴木深由希君) 保護者によっては、公表したり、自分の立場を皆さんに表現するのがとっても苦手だったり、嫌がる保護者もいらっしゃると思いますけど、やはり人と人、向かい合ってこそ解決につながると思っていますので、ぜひ日々よろしくお願いします。

最後に、教職員数と学校支援員、介助員の配置を調べようとホームページを見ましたら、平成27年5月1日現在とありました。日付を直していないのかなと思って、教育要覧と照らし合わせましたら、やはりデータも昨年そのままだったんです。これを訂正しといてください。教育委員会のホームページが充実することを願っております。

発達障害コミュニケーション指導者認定初期講座の講師の先生が、とても楽しいお話をされました。一番印象に残っているのが、子どもを褒めよう、お母さんを褒めよう、先生を褒めようと言われました。お母さんも先生も一生懸命頑張っている、なかなか褒めてもらえない。これが現実です。褒める、ねぎらう、感謝すると、相手はうれしくてドーパミンが出やすくなるそうです。発達障害の子どもにも、褒め褒め作戦がとっても有効で、効果があると言われていました。確かに、たった1人にでも、ちょっとしたことで、褒めてもらおうと幸せを感じます。お互い褒め合って、感謝し合って、明るく生きたいと思います。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（新家良和君） 順次質問を許します。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 真正会の横光春市でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、市長在任中に7件の企業誘致は三次市民の雇用の場を確保に向けた取組として、市長の手腕に敬意を表するものであります。

また、私は10月26日に、三和小学校の学習発表会へ出席をいたしました。5年生の発表会では、三和町に提言、誰もが笑顔で暮らせるまちをつくろうという発表で、総合学習の中で学んだことや、地域の皆さんの声を、思いを聞いて、私たちに提言をしてくれました。その提言に対し、三和支所の職員と同僚議員、そして私の3人がコメントをさせていただきました。小学校の授業の中で、町内のことを考え、どうすればよいかみんなで検討し、提言につなげる。すばらしい学習であり、児童の提言にも胸を打つ3つの提言でありました。3学期に向けて、また児童の皆さんと一緒に学習をしてみたいと考えております。この学習を通し、子どもたちが地域づくりや政治に関心を持ち、そういう学習になるというふうに思っております。児童をそこまで指導した先生の指導力の高さに敬意を表するものでございます。三和小学校のすばらしい授業に感動し、紹介をさせていただいたところでございます。

それでは、質問に入りますが、今回は、1点目は予算管理について、2点目は防災について、大項目で2点質問させていただき、議論を重ねてまいりたいと思います。執行部で明快で市民の心に沿った答弁を期待しております。

私は議員になりまして初めて、予算決算常任委員会で決算審査に臨みました。そこで驚いたことがあります。それは、額30万円以上の不用額が生じた説明書に記載してある件数と金額の多さでございます。実に一般会計で287件、金額にして22億3,400万円余りでございます。額300万円以上の不用額を見ると、76件で15億1,548万円もあります。どうしてこのように不用額が多いのかお伺いをいたします。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 部谷財務部長。

〔財務部長 部谷義登君 登壇〕

○財務部長（部谷義登君） 三次市の一般会計における不用額でございます。少し過去にさかのぼらさせていただきます。平成19年度以降でございます。少ないときで11億2,000万円、多いときで約24億1,000万円でございます。対予算比率、最終予算に対します比率で申しますと、2.8%から5.3%と、そういった状況でございます。そうした状況の中で、平成27年度一般会計の不用額の総額は、先ほど御紹介がございましたように、22億3,458万5,457円、対予算比で申しますと5.2%といった状況でございます。

不用額全体の要因でございます。例年、財政課のほうで部署別、そして費目別に100万円以上の不用額につきまして、要因を分析を行っておる中で、大きく3つの要因があるというふうに分けていただいております。1つ目といたしましては、予算の積算等に対して、実績の事業執行におきまして、事業回数の減少、対象者の減少、そういったものによって、実績において不用額が生じたもの。これが、27年度の予算の中で約7億7,000万円。2つ目といたしまして、国庫補助金などの特定財源が見込めなくなったこと、地元との調整が難航し、年度内に事業執行が見込めなくなったこと、特別会計への繰り出しなどにより繰出金が減ったというような、そういう場合での不用額。そういったものが7億2,000万円。3つ目といたしまして、競争入札等の結果、予定した金額を下回って契約をしたというようなことによります不用額が2億1,000万円。こういったものが主な要因でございます。

ただ、特に平成27年度の決算で申し上げますと、対前年度に比べて、約8億9,000万円増額をいたしております。この増額となった要因といたしまして、市道、県道改良の国庫支出金が減額になったこと。これによりまして、約2億3,000万円の影響。そして、道路の除雪経費、これは昨年除雪経費がかさんだわけですけれども、3月までに使い切っていましたので、1億円を補正をいたしましたけれども、これが不用額になったと。これが主な要因で、対前年より多くなったというのが要因でございます。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 不用額のそういった理由というのが、先ほど申し上げられましたけれども、書類を見させていただきまして、給料のように年度の金額がはっきりしていて、4月の人事異動があった後、補正予算をすれば、特別な事情がない限りは、不用額というものは出てこないはずでございますが、人事異動によりというふうな当たり前のような顔をして書いてあると。先ほども言われましたが、委託料で契約額が予定額を下回ったためと。入札の結果、契約額が予定額を下回ったためとか、備品購入費の執行残などなど、明らかに、全てではありませんが、ないと思いますけれども、補正予算に間に合うもの、それをそのままにして、予算の不用額というふうにしたところが見えてくるというふうに思います。不用額のうち、次年度への繰越額や国や県の補助金に係る金額がある。先ほど言われましたけれども、あると思います。また、年度末までに予算の執行というものが、予測をつかないというものもあると思いますけれども、純粹



に一般財源で不用額となった金額は幾らでございましょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 27年度一般会計で申し上げますと、不用額、先ほど申しましたように、22億3,000万余りあるわけでありましてけれども、全ての不用額で分析はいたしておりませんけれども、100万円を超える不用額の総額、これがそのうち20億9,239万5,507円というふうになっております。その中での一般財源でありますけれども、10億2,840万3,617円というふうに分

析をしたところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 大変な金額だと、私は思います。予算に占めるパーセントは少ないと言われるかもしれませんが、大変な金額というふうには私は思います。その中で、全て補正予算に間に合うというふうには思いませんが、私は予算見積書に一つ一つ積み上げ、組み立てた予算でありますから、補正予算前には執行額、執行予定額の見込みが立つであろうというふう

に考えております。12月あるいは3月に補正予算を組む必要があると思っておりますが、その点につ

いてはいかがでございましょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 御指摘のとおりでございます。年度中に事業執行ができなくなったような場合、こういった場合につきましては、随時補正をしてきたつもりでございます。ただ、先ほども10億の一般財源といいますと、確かに大きいわけでありましてけれども、3月の補正を調整いたしますのが1月末を締め切りにして、それぞれ予算の見込みを、大きな不用額になるようなものについては、要求をさせるようにしております。ただ、残り2カ月の、2月、3月の執行がある。それと、もう一つは、まだ福祉系の予算等につきましては、1月の状況の締めがまだできていないというようなこともあって、実質3カ月残っているようなところもある、そういった場合もございまして。まだもう一つは、事業の執行をする中で、事業費の精算をいたしますのが、2月、3月に事業の精算を行うということもあって、なかなかやはり不足をしてはいけないということもあって、多少多目に執行見込みを立てて、その上での補正要求ということになっておりますので、特に分析をしていただいたらわかりますように、福祉関係の扶助費でありますとか、そういったものについて、1つの項目で2,000万、3,000万と、こういったものが目立つように思いますけれども、そういった事情もございまして、確かにできる限り不用額は少ないようにさせようと思うわけでありましてけれども、実際の執行に当たっては、仮に専決処分ということになってはいけませんし、予備費の充用、こういったものを避けたいと

ということもありますので、多少多目な予算執行見込みを立てているということは、御理解をいただきたいというふうに思います。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 執行部は、年度の計画を立てて予算編成をして、議会の議決を経て、事業を執行すると。そういうことになっていきますが、年度の途中で計画を変更するということがあると思いますし、予算が不足するときには、議会の議決を経てというふうに思われます。しかしながら、予算が必要になくなったとき、先ほどの説明のように、予測の立たないものは仕方ないというふうに思いますけども、当然にわかっているのに、残るんだからいいやと。そのまま残しているというような姿も見えるのではないだろうかというふうに思います。

審査の過程の中で、説明を求めたときに、他の事業でするから執行しなかったとか、来年度に事業を執行するとき一緒にするから、今年度は事業執行しなかったという説明がありました。私は、予算を使い切れというわけではありません。残るものはちゃんと残していただきたいと思うし、補正予算をするべきであろうというふうに思っておりますが、予算は何のために編成をし、議会の議決を得ているのか。補正予算は何のためにあるのか。よく考えていただきたいというふうに思うわけであります。議会において、予算決算常任委員会を開き、審議を重ねて議決を得て、事業の執行を計画した予算を使っていると。その中で予算が残って、それをいとも簡単に予算の不用額としていいのかというふうに思うわけであります。年度が終了して、決算審査のときに、30万円以上の不用額を生じた理由、その欄に記入しとけばいいんだという、そういう安易な考えはないのかというふうに思うわけであります。

補正予算をして、予算決算常任委員会で説明したくないと、そういうような姿も見えるわけでございます。それは、すなわち議会を軽視しているという姿にも映るわけでございます。事業を執行しない事業とか、予算で大きく変更のあった事業、これは当然に議会へ報告し、補正予算として議会の議決を得るべきであろうというふうに思うわけでございますが、どのようにお考えでございましょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 先ほども説明いたしましたように、特に義務的経費、こういったものにつきましては、やはり一定の不用額が出るのはやむを得ない部分があるかというふうに思います。ただ、特に政策に係るような事業も多々ございます。そういったものについて、先ほど決算で議員が御指摘されたような理由を言われると、なかなか苦しいところはあるんですけども、可能な限り3月で事業精査をしてもらうように、各部局のほうには通知をさせていただいて、不用額が多額にならないように、予算の調整をしてきたつもりでありますけれども、なかなかそういった結果を伴っていない部分は、確かにあるかというふうに思います。

ただ、今年度につきましては、事業執行の管理というようなことも、先ほど申したことも要因としてはあるんですけれども、全ての部署で事業について共有のフォルダを作成をいたしまして、予算、そして契約をしたときにはその額を入れてもらったりとか、そういった形での事業の執行管理を、ソフト事業も含めて、今年度初めて、新たに取り組をさせていただいておりますので、何年か有効になるまでにはかかると思いますけれども、そういったことを活用して、可能な限り多額の不用額が出ないようになるように努めさせていただきたいというふうに思います。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 大体わかりました。

それでは、ちょっと視点を変えていきたいというふうに思いますけれども、各地域の三次市の市民の皆さん方から、市へ対して、身近な要望というものが出されるというふうに思っております。ただ、要望したときに、よく職員の皆さん方から、金がないからできないというような返事が返ってくるんだと、聞かさせていただいております。ただ、27年度の決算の状況を見ますと、金がないということではないと。予算を組んでいないから出せないということだというふうに思っているわけでございます。28年度には、道路橋梁修繕工事費として2億5,000万、9月の定例議会で補正予算を組んでいただいております。各地域の要望に応じていただいているんだというふうに思っております。その件については、敬意を表したいと思いますが、私はこの予算管理をしっかりと、まだまだ要望事項は多いというふうに思いますので、補正予算を組んで、住民の皆さん方の要望に少しでも多く応えていただく。そのことが、このまちに住んでよかったと、市民の皆さんに感じていただけるのではないだろうかというふうに思っておりますが、その点についてはいかがでございましょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) まず、毎年度の当初予算でございますけれども、これにつきましては、各部署それぞれ市民の皆様方の声を聞いた上で実施計画も策定しておりますし、さらに予算の段階で、それをベースにして市民の皆さんのニーズを把握した上で当初予算が要求をされ、議会からの意見等も踏まえて、予算は調整をさせていただいているというふうに考えております。また、年度中の新たな市民要望の事業、そういったものへの対応につきましては、たとえ一般財源がなくとも、基金の活用等によって、これまで対応してきたというふうに考えております。

また、先ほど予算がないから事業ができないというふうなお言葉をいただいたわけですが、例えば施設の修繕等につきましては、各支所には補修繕のために、配当も今年度一定の額でさせていただいておりますし、財務部のほうで施設の改修等の予算も確保させていただいております。随時、そういったものの建物の修繕が必要になった場合には、判断をいたしまして、すぐに対応して、建物が暖房がきかないとか、寒い思いをさせていただいてもいけないの

で、対応してきたというふうを考えております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) それぞれ対応しているというふうにお聞かせをいただくわけですが、それではもう一点、そこへ提案をしていきたいというふうに思いますけども、新年度でやる予算というふうに組んでいただくんだらうと思いますけども、それを3月に補正予算をして、それを繰り越しにして、すぐ発注をしていただくと。そうすることによって、4月のそれぞれ工事等の端境期にそれができるということになれば、中小の業者の皆さん方も、そこで息をつくということにならうと思いますが、そういう方向であってもよいのではないだろうかというふうに思うわけでございます。よく6月ごろまで、なかなか工事の発注がなされない。業者の皆さん方は、民間事業の中で事業をしてやっていくんだということを、よく聞かしていただきます。そこを、この補正予算、残るであろう30万以上の予算残というようなものを集めて、それを工事として発注して、繰り越して出していくということをすれば、皆さんもまた喜びを感じるのではないだろうかというふうに思うわけでございますが、その点についてはいかがでございましょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 予算執行に当たりますは、実施予定の事業につきましては、経費の節減、そういったものを念頭に実施をしなければならないし、そうしているというふうを考えております。3月の補正になりますけれども、最終的な予算の見込みを立てていくわけでありますけれども、確かに一般財源の余裕が、小さいものを集めたりすると、結構な額で出てこようかと思えます。ただ、3月でそれを財源に繰り越しということでありますけれども、なかなか事業を特定せずに繰り越しをしていくということになりますので、なかなかちょっと難しい面はあろうかというふうに思います。でありますので、3月にそういった財源がある場合につきましては、地方債の繰り上げ償還、こういったものを行った上で、翌年度以降の財源にさしていただいて、活用させていただくという形を、これまでとらさしてきてもらったということでございます。

ただ、4月、5月、6月の工事等の縮小はどうしても起こりますので、その対応策といたしまして、これも何年か前から行っておりますけれども、例年12月、今議会でもお願いをいたしておりますけれども、道路橋梁の修繕事業、そして道路の新設改良事業、これにつきましては、それぞれ平成29年度に5,000万円ずつ、合計1億の債務負担行為を案としてお願いをさせていただいております。例年、これを活用いたしまして、年度内3月までに工事発注をいたしまして、4月、5月のそういった事業が少ない部分への対応をさしていただいているというところでございます。

さらに、今年度でございますけれども、今議会でもお願いをいたしておりますように、国の補正予算、これを最大限に活用いたしまして、29年度に事業執行を予定しておりますものを、前倒しをするということで、補正予算をお願いをしているところでございます。当然、繰り越しも同時にお願いをいたしますので、これらの多くにつきましても、平成28年度中3月までに契約をさしていただく予定でございますので、そういったことで来年度の4月、5月、6月の事業費の少ない部分については、対応ができるというふうに考えておるところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。私は、議員になりまして初めて予算決算常任委員会で決算審査に臨んで、非常に驚いたということがありましたので、私の思いを込めて質問をさせていただいたところでございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

次に、防災について議論をしてみたいと思いますが、私が自治連合会で業務をしていた平成23年度に、みわ地域まちづくりビジョン推進計画を策定し、24年度にその啓発のために、支所の皆さんと一緒に15の自治会と懇談会をいたしました。ビジョン推進計画の1つの項目として、自主防災会を組織して、地域の住民が力と合わせ、私たちが住んでいる地域を点検し、安全で安心なまち、住んでよかったまちとを感じるまちを築きましよう、自主防災組織の結成を呼びかけました。結果的には、それぞれの地域で自主防災組織は結成していただきましたが、懇談会の中で、自主防災組織もいいが、その前に、地域住民では対応がしがたい河川の堆積土を除去してほしいという意見が出されました。

実際に、自治連合会で、市や県へ対しての各地から寄せられた要望事項の中には、河川の堆積土を除去してほしいという項目も多く、その確認のために、町内を歩いたところでもございます。また、三和町内では、道路改良をすればよいと思われるような地域でも、道路改良よりも、毎年のように河川の水があふれ、危険であるので、河川改修を強く要望されている地域もあります。県管理の河川では、毎年何カ所か堆積土は除去していただいておりますが、三次市においても、ぜひ各地域を点検して、堆積土の除去、あるいは場合によっては河川の改修を行うべきと考えますが、いかがでございましょうか。

(建設部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 上岡建設部長。

[建設部長 上岡譲二君 登壇]

○建設部長(上岡譲二君) 河川の堆積土の除去、また河川改修の御提案をいただきました。河川の管理は、洪水などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行わなければならないというふうに考えております。議員御指摘のとおり、本市が管理する河川において、護岸の崩壊や著しく土砂が堆積し、河川の治水能力が低下しているものにつきましては、現地調査を行い、緊急性を把握し、護岸補修やしゅんせつの対応を行います。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ぜひとも点検をしていただきまして、市民の皆さんの胸につかえている心配事である堆積土を取り除いていただきたいと思います。

さて、近年、予想もつかない時間雨量もあり、河川が氾濫する恐れがあります。テレビ報道でよく、まちのほうでは、都市計画では時間雨量50ミリを想定していて、それを超えると道路に水があふれているというようなことをよく聞きます。三次市は地形も異なっていて、想定される雨量というのは異なるかもしれませんが、市として災害が発生されると、そういう予想される雨量というものは、時間雨量何ミリを想定されているのでございましょうか。お伺いをいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) 議員御指摘のように、近年は気象状況の変化によりまして、局地的に短時間で激しい降雨が増加するという傾向にございます。まず、現在の災害の想定としての雨量といたしましては、時間雨量ではなく降り始めからの48時間の累加雨量をもとに、306ミリでございますが、累加雨量をもとに洪水ハザードマップを作成しております。また、本年6月に公表されました国土交通省の浸水想定区域の見直しにつきましても、48時間の累加雨量が479ミリという数値で行われておるところでもございます。

一方、気象台が発表いたします注意報、警報でございますが、これは時間雨量を基準として発表されております。三次市の場合、時間雨量で考えた場合は、時間雨量40ミリで大雨注意報が発令をされ、時間雨量70ミリで大雨警報が気象台より発令をされております。市では、この注意報発令時に、第1次配備班を待機し、気象情報の降雨予測や県防災システム等の降雨状況を収集する体制を確保し、警報発令時には、災害発生を想定し、注意警戒態勢をとるということで備えておるところでもございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 三次市は非常に広い地域を有しておりまして、近年、集中豪雨というのが局地的に降り続くと。先ほど部長も言うておられましたけども、その情報収集というのは大変だというふうに思っております。実際問題、数年前の三次花火祭りのときに、東広島市、豊栄町、安芸高田市、向野町と三和町の南部に集中豪雨がありました。三次市内におりました私には気がつきませんでした。帰るときに、河川の増水と濁りの状況を見て、どうしたかと焦って帰宅し、状況を確認したところでもございます。

三次市は北部地域、中央部、そして南部地域と、縦に長い地域であり、北部は降っても、中

中央部や南部は降らない。南部は降っても、中央部は降らないということもあろうというふうに思います。そういう状況であります。その北部でも、南部で降った雨というのは、必ず三次へ集まってくるわけでございますが、それぞれの地域で降った雨量というのは、どのように把握をされているのかお伺いをいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) 本市では、まず大雨に関する注意報が発令された場合には、先ほど答弁しましたように、第1次非常配備班といたしまして、本庁に3人、支所に1、2人の職員を待機させまして、県の防災システムや気象台などからの情報を収集をし、雨雲のレーダーや県防災システムの降雨図などで、市内の状況を確認をしているところでもございます。

また、雨量の増加などにより河川が増水をした場合には、システム上の画面だけではなく、職員や消防団に依頼をし、実際に現地でも水位の確認を行っております。また、現状の確認だけではなく、災害対策の判断材料として、いわゆる今後の予想を行うために、現在、ウェザーニュースと水防情報の提供について委託契約を結んでおるところでもございます。また、降雨状況をもとにした降水予測情報の入手でありますとか、広島地方気象台との電話によるホットラインを通しての今後の状況判断を行っているところでもあります。

局地的な豪雨の場合、システム画面上の降雨量のみでは時間差があるために、これらの入手情報を参考にしながら、県防災システムの広島県土砂災害危険度情報等も注視をする中で、迅速に対応できる体制を図っているところでもございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) それでは、市全体をどこでどのぐらい降っているかということを確認をしているというふうに思われているのでございませうか。

私の情報というのは少ないわけですが、CATV等々をよく見させていただいて、ウェザーニュースなんかで雨量の状況というのを放送されます。その中では、三和町では1カ所、各地域で1カ所等々あるわけですが、その情報だけではちょっと少ないのかなというふうな思いもいたしますし、よく欠測というのが数日間続くと、表示されないということもあるわけですが、そういうとき、三次市として独自に雨量を把握するということとはされてないのでしょうか、どうでしょうか。県の情報とか気象庁の情報だけなのでしょう。市として独自にそうするという事は、考えておられないのかお伺いをいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（福永清三君） 現在、国、気象台、県等の気象観測所、雨量計等の観測所につきましては、現在、市内に36カ所設置をしております。これらによりまして、雨量の情報を入手しておるのが現状でございます。入手等する手段につきましては、これにつながっているネット情報を利用した県防災システム及び広島県からの情報メール等を利用して把握をしております。本市独自の雨量計、気象観測所というのは、現在設置をしてない状況でございます。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） ということは、他力本願であるというふうに思うわけでございますが、合併後、私がまだ三和の支所長をしているときには、各支所に、合併前の役場でありますから、雨量計が設置してありました。休みの日に大雨が降るといときには、支所へ行って、雨量の確認をしていたということもありますが、そういう状況というものを、各支所へ把握をするということは非常に必要ではないだろうかというふうに思うわけでありまして。局地的に降ると。例えば三和町の中でも以前あったのは、国道375号から羽出庭の国貞の地域へ降っていたと。その隣の地域では、福田のほうで降っていないというような状況があつて、大雨が降つたと。その情報は把握ができないんじゃないだろうかというふうに思うわけでありまして。しかし、その水は、板木川を流れて志和地のほうへ行くわけございまして、もし志和地のほうで、河川の中で作業をされているということがあつたら、洪水に巻き込まれるだろうということがあるわけございまして、私はそういうことを考えるならば、各地域、今の支所あるいは自治組織の中へ雨量計を設置して、それを市が把握すべきではないだろうかというふうに思っているわけございまして。そのことが、その地域、地域の自主防災組織への連絡ということになっていくのではないかと。自主的な活動を一層促していくということになるであろうというふうに思っておりますが、雨量計を各支所あるいは旧市内では自治組織、三次の庁舎から離れた地域へ設置すべき。また、三次の本庁舎にも設置すべきと私は考えますが、その点についてはいかがでございますでしょうか。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 福永総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（福永清三君） 各自主防災組織などの雨量情報の入手につきましては、現在、県の防災システム等へのメールの登録による情報の収集をお願いをしているほか、土砂災害の警戒情報等は、市の発する防災一斉メール等でもお知らせをしているところでもございます。

議員御指摘の本市独自の雨量計でございますけれども、現在のところ、各支所及びコミュニティセンターへの独自の雨量計の設置の計画はないところでございます。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）



○副議長（新家良和君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 計画がないから、計画をしてほしいというふうな要望を提案をしたということでございまして、やはりそれが命を守る1つの手段であろうと。早い対応ということになると、その地域、地域で情報を知るということで、必要ではないだろうかというふうに思うわけでございます。この件については、今後検討していただきたいと思ひますし、防災については、非常に市民の方も関心が強いところでございまして、6月でも9月でも、同僚議員が防災について質問をされたところでございまして、今回も、今日、お一方が、同僚議員が質問をされたというところでございます。

それでは、次の質問に入りたいと思ひますけども、防災行政無線の屋外拡声器について議論を重ねていきたいというふうに思っております。

今年の6月7日、朝5時前に、音声告知放送で火災発生が放送が流れました。私はちょうど起きたところでございましたので、その放送に気がついたところでございますが、もし私が寝室にいたら、屋内で発生される音声告知放送というのは、聞くことができなかつたというふうに思っております。これがもし大災害であつたら、そういうふうに思うと、非常に心配でございまして、災害時の情報伝達というのは、音声告知だけでは十分ではないというふうに思っておりますし、またいろんな手段をもってお伝えするというふうに聞かしていただいておりますけども、私は防災行政無線の屋外拡声器をもってお知らせをするというのが、一番であろうというふうに思っております。もし市のほうで音声告知放送以外での情報伝達の方法があれば、その一つ一つをお知らせいただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求めらる）

○副議長（新家良和君） 福永総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（福永清三君） 防災無線やオフトークにかかわります情報伝達の手段として、先ほど来より御答弁しております音声告知放送というものを、本年4月から市内全域で放送開始をしております、現在のところ7割の加入をいただいております。現在の私どもの情報発信につきましては、防災情報の周知につきましては、現在整備をされておりますケーブルテレビの光ファイバーを利用しました音声告知放送の利用を基本として、より多くの方へ素早く情報提供や周知ができるように考えておりますので、今後とも加入の促進を図りたいと思ひます。

議員御質問のそれぞれのことでございすけども、まずは大規模災害の情報につきましては、国のJアラートと音声告知システムが連動しておりますので、その連動する周知の仕組みになつておるところでもございす。また、県の防災システム等からのメールによる情報発信をするという入手の手段もあるということでもございす。大雨、洪水などの風水害と地震等では、情報の発信時期が異なるわけでございすけども、災害時の情報伝達の方法は、先ほどの音声告知放送、防災一斉メールを中心に考えておるところでもございす。また、今年度中には、

ケーブルテレビのチャンネルにおきまして、緊急時に画面にテロップの表示、そして強制的にL字表示画面に切りかわる防災災害の情報発信が可能となるデータ放送が開始される予定でございます。また、来年5月からは、国土交通省から洪水情報に関する緊急速報メールといたしまして、国土交通省管理の河川におきまして、氾濫危険水域を超えた場合には、エリアメールとして送信されるサービスが開始をされるところでもございます。これらの新たな情報とあわせまして、これまでと同様に、市の広報車、また地元地域の防災力の中心でございます消防団の積載車による広報の周知、そして自主防災会を通じた呼びかけとあわせて、常備消防または警察とも連携を図る中で、あらゆる手段を通じて情報伝達、周知を行ってまいりたいというふうに考えます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求め)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 情報の手段として、携帯メールというのが何回も言われるわけでございます。それでは、携帯電話の普及率は、三次市内、どのようになっているのか。その中で、また高齢者の普及率というか所持はどのようになっているか、把握をされているのでございましょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求め)

○副議長(新家良和君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) 御質問いただきました三次市内での携帯電話の普及率でございますけれども、加入件数、年齢構成についてはわかっておりません。現在、把握できておりません。各携帯会社へ問い合わせを行いましたけれども、公表値なしというところで、普及率については不明でございます。

参考といたしまして、総務省が抽出をした調査がございますけれども、この総務省の調査によりますと、平成26年度末において、世帯の普及率は94.6%、うち65歳以上の世帯については86.4%という調査結果が出ておるといことでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求め)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) かなりの普及率であろうというふうに思うわけでございますけれども、先ほども加入件数は2,000件余りということでございますので、一層の加入件数の普及を図ることが必要であろうと思うわけでございますけれども、この状態では、高齢者の皆さん方、ほとんど加入されていないんじゃないだろうかというふうに予測をされます。したがって、携帯電話では、それを情報発信をするとか伝達をする手段としては、確実性はないと言ってもよいのではないだろうかというふうに思うわけでございます。

そしてまた、消防団員の皆さん方、それぞれお仕事を携わっていらっしゃるというふうに思う

わけでございますが、それぞれの仕事、地元にはらっしゃる消防団員、何パーセントぐらいが地元で仕事をされているのでしょうか。また、先ほども携帯電話の話をさせていただきました。私の妻も仕事をしておりますが、仕事では携帯電話はロッカーの中に入れて仕事をしなさいという企業の方針であります。それは、本当にもし登録をしていても、災害情報の伝達にはならないということでもありますし、消防団員がどのぐらいに町内にいらっしゃるのか。その地域で仕事をされているのか。把握をされているのでしょうか。いかがでございましょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) 消防団員の職場の状況でございますけれども、入団の届けのときに勤務先や業種を記載をするということになっておりますけれども、この所在ごとに現在まとめた資料はないところでもございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ということは、消防団員を通じての情報伝達も非常に難しいということであろうと思います。たとえば言うならば、警察官の配置というのも合理化が進んでおまして、三和町でまず2カ所駐在所がございましたが、今1カ所でございます。三和町千何世帯ございますが、1人でそれをカバーすることはできないし、消防団もかなりの人数の方が市外でお仕事をされているという状況であります。いずれにしても、音声告知放送も、私は停電になれば使いもんにならないというふうに聞かしていただいておりますし、いずれの場合もやはり情報伝達は難しいんだなと考えざるを得ないというふうに、私は思っております。

したがって、やはりここは防災行政無線、これを活用すべきであろうというふうに思います。たとえば言うならば、三和町の中で集中豪雨があったときに、板木川が氾濫すると。志和地のほうへ屋外の拡声器があるならば、それで放送すれば、事足りるわけです。すぐ皆さんに情報伝達できる。そういう手段になるであろうというふうに思っているわけでございます。したがって、やはりそういうものをやってほしい。地域の中でも、新しく議員になったんじゃけん、何とかならんのかと。そういうことを、よく声をかけられます。やはりそれだけ、今まであった地域の皆さん方は、防災行政無線の屋外拡声器のないということに不安を感じていらっしゃると。同僚議員もそれぞれ質問をされているわけでございます。そのたびごとに、やめたんだと。もう音声告知放送を中心にやっていくんだという答えを聞かしていただきますが、私はこれはもう一遍考えていただくべきことであろうというふうに思うわけでございますが、今回の議会報告会の中でも、三良坂町に行かしていただいたときに、自治連の中からそういう声も聞かしていただきました。屋外拡声器については、音声告知放送を全市へ配置した後、検討しますというふうに言われていたと。我が三和町でも、私が自治連联合会におったときに、その普及のために理解を求めるために、理事会の中で、音声告知放送の話がありました。その中でも、

屋外拡声器はどうなるのかという質問に対して、それは全市へできてから検討します。あたかも残るんだというような思いを持った回答だと、私は受け止めておりましたし、自治連におけるわけで、市内へ、町内へ、音声告知放送を広めるという、協力するという思いを持って動かしただいた覚えがございます。それが、いつの間になくなったというふうな、よく答弁を聞かしていただきますが、どこで検討されて、どういうメンバーで検討されて、現在に至っているのか。お答えをいただきたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) 音声告知システムの整備に関しましては、各地域でこれまでも開催をしました説明会の中において、屋外拡声器の接続については、平成25年度からの整備事業内では整備をしないというふうに説明をさせていただいておったところでもございます。この屋外放送設備の検討に関しましては、本市の中で防災、行政情報の伝達につきましては、ケーブルテレビで整備をしました既存の設備を活用しながら、将来にわたって維持管理の経費も含めて考慮する中で、現在設置してある屋外拡声器だけでは、全域をカバーすることが困難であるという結論に至ったということでございます。そのような中、音声告知放送を市内全域に展開することが、最適な方法であるというふうに判断をし、今般の事業を行っておるということでもございます。

繰り返しになりますけれども、防災情報の周知におきましては、音声告知放送を利用することを基本としておりますので、今後とも加入の促進を図り、情報伝達や周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 何度も音声告知放送と言われますが、それでは停電になったとき、どのように皆さん方に発信をされるのかということでもあります。非常に不安を感じるというふうに思います。今まで屋外拡声器のなかった地域の皆さん方というのは、それは知らないわけでございますから、不安はないかもしれませんが、いやあるかもしれません。しかし、あった地域は、それを頼りにして今まで10年以上、20年と生活をしてきたわけです。それがなくなってきたということでもあります。最近、三和町でも火事があったときには、屋内放送だけなんです。消防車が走って初めて、何かあったのかと。そういう感じであります。消防団員が少ない中で、一般の人の協力ということも必要であるというふうに思っております。家屋の火災ならそうないかもしれませんが、山火事等々でしたら、やはり多くの皆さん方が出かけていって協力をするということがあろうと思うわけでございますけれども、それを全然知らせないというか、屋内だけの放送でございますから、屋外で作業をしているというときにはわからないということもあります。

また、私がこの防災について質問をするというときに、消防団員の幹部の方から、火災の発生の連絡が携帯電話にあっても、農作業をしていけばわからないことがあるので、ぜひとも設置してもらうように要望してほしいという声もあったわけでございます。実際に、携帯でそういうことをしているか、消防団で活動されている方が、そういう要望があるわけでございますから、ここはやはりもう一度、市民の皆さん方あるいはないものだけで、なかった人だけで検討するのでなくして、それを設置していた地域の皆さん方と一緒に、検討すべきであろうというふうに思うわけでございます。

また、もう一つ言わせていただきますと、議会報告会の中で三次町で出席をさせていただきました。その中では、地域の皆さん方、私たちの地域はほとんどの地域が危険地域なんですよということでございました。サイレンの設置を要望したんだが、できないと言われましたということであります。私らは、こここそ屋外拡声器の設置が必要であろうというふうに思っているわけでございますが、なぜ設置できないのかお尋ねをいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) 議員がおっしゃいました土砂災害警戒区域の中への放送でございます。その区域等の中では、住宅に被害を及ぼす場所が指定となり、山間部では家屋の立地条件により、ほとんどの家が区域内になるというふうに考えております。また、地形や距離等を考えた場合には、警戒区域となっている全ての地域にサイレン音が、また屋外拡声器が届くようにするには、無数の拡声器を設置をする必要がございます、全てを網羅することは困難と考えております。先ほどの答弁との内容と重複いたしますけれども、防災情報等の周知には、現在整備をされております光ファイバーを活用した音声告知放送の利用を基本としていくように考えておるところでもございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) それでは、お尋ねをいたしますが、昨日、昼食を食べていたときにサイレンが鳴りました。この地域にはサイレンが設置してありますが、それは何のためにサイレンを設置してあるのでございましょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 福永総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(福永清三君) お尋ねの趣旨が若干理解できないところがございますけれども、そのサイレンの鳴った意味について、よく現状を把握しておりませんので、答弁のしようが全然ありません。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○副議長（新家良和君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 12時にサイレンが鳴ったと、この地域で鳴ったというふうに思っております。毎週月曜日に鳴っていると思いますけども、この地域でサイレンが鳴るのは何の意味があるのかということです。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 福永総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 福永清三君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（福永清三君） 当地区の月曜日12時のサイレンにつきましては、吹鳴の機器の確認でございます。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 何のために吹鳴の機器の確認をするかということでもあります。これは、この地域の危険情報のためにサイレンをつけているんだらうというふうに思います。なぜこの地域でサイレンをつくって、三原地域へそういうことをしないのか。命の大事さということ、やはりよく考えてやっていただきたいと、そのように思うわけでございます。

いろいろ質問をさせていただきましたけども、またこの件については、できるまで頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（新家良和君） この際、しばらく休憩いたします。再開は午後3時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時54分——

——再開 午後 3時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（新家良和君） 休憩前に続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 齊木議員。

〔18番 齊木 亨君 登壇〕

○18番（齊木 亨君） 真正会の齊木 亨でございます。本日最後の質問となりますが、ちょうど休憩がありましたので、眠い時間を過ぎたかなと。ちょっとしばらくおつき合いをお願いしたいと思います。通告に従いまして質問を進めていきます。

地域におきまして、大きな課題となっております三江線、これの廃止後に向けてのことでちょっと質問を進めさせていただきます。

廃止への流れについて、平成28年9月1日の三江線改良利用促進期成同盟会の臨時総会の席

上で、沿線6市町首長等にJR西日本鉄道株式会社の松岡米子支社長は、三江線の鉄道事業はどのような形態であっても行わないという判断に至ったという文言で、廃止を正式に表明をされました。9月末までに国土交通省に廃止届を提出するという表明をされ、また、バス転換する場合の支援については、初期費用の全額と一定期間の運営費用を負担するとし、残された鉄道インフラについては、活用策を地元の皆さんと協議したいと述べられております。

従いまして、沿線地域が不便をしないためには、代替交通を補償するという提案に乗りおけないよう、独自の運営を考えるより、費用面でJR西日本が負担を申し出ている代替バス転換が、沿線自治体の予算規模から見ても現実的であるという結論になったというのが、期成同盟会が存続を断念されたことの共通した考えになったと理解しております。

このたびの三江線が廃止に至った経緯について、JR西日本は赤字が直接の廃止の原因ではない、鉄道の使命である役割が終わったのだということを、住民説明会で、また期成同盟会の席で説明をされ、その後、9月30日に国土交通省に廃止届を出し、再来年、平成30年4月1日の廃止という決定に至ったところです。

このJR西日本の決定につきまして、沿線の地元住民は、三江線が全線開通する以前から、廃止勧告対象路線として常に廃止の対象となっており、その覚悟はございましたが、まだ三江線に並行する代替輸送道路の整備が残っている段階での廃止はないであろうという予想はございました。しかし、その整備も完了にめどが近づいてきたというところでの廃止決定には、まだ完成していないという思いに、無念と諦めが入りまじった思いです。

鉄道事業法第28条の2の中に、事業の廃止の第1項には、鉄道事業者は鉄道事業の全部または一部を廃止しようとするときは、廃止の1年前までにその旨を国土交通大臣に届け出なければならないとありますが、このたび、半年その期間が延びたJR西日本の決定につきまして、沿線自治体の代替バス路線及び事業者の構築に時間的猶予を求めたことによるものと理解しておりますが、間違いございませんでしょうか。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 白石地域振興部長。

[地域振興部長 白石欣也君 登壇]

○地域振興部長(白石欣也君) 三江線の全線廃止に伴いまして、地域ニーズを踏まえた持続可能で利便性の高い交通体系を構築していく必要があると考えております。このため、地域公共交通を再編するための事業を盛り込んだ地域公共交通網形成計画の策定と、事業を実施するための実施計画を策定し、沿線地域の公共交通を再構築していくこととしております。この計画は、国の認定を受けることにより、補助要件の緩和などさまざまな特例措置が受けられますが、計画の策定や国の認定を受けるための期間が一定期間必要であるということから、JR西日本に対して、三江線の廃止時期について、できるだけ1年6カ月をめどに考えてほしいということで申し出をし、その後、JR西日本のほうで配慮をしてくれたものと解釈をしております。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番(齊木 亨君) 同条、同条というのは鉄道事業法第28条の2、第2項で、国土交通大臣は、鉄道事業者が前項の届け出に係る廃止を行った場合における公衆の利便に関し、国土交通省で定めるところにより、関係中央公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとありますが、今年2月19日に三江線を守る議員連盟で決議いたしました三江線の存続を求める請願書というものを、沿線市町の住民の署名と一緒に、国土交通大臣に届けた際、代理で受けられた藤田鉄道局長の言葉としまして、鉄路についての支援はないが、バスについての支援の方法はあると、そういうふうな話をされました。

ここで伺いますが、国土交通省の藤田鉄道局長がバス事業へは国からの支援があると話されたそのことについて、基本的に間違いはございませんでしょうか。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 白石地域振興部長。

[地域振興部長 白石欣也君 登壇]

○地域振興部長(白石欣也君) バスへは、地域公共交通活性化再生法に基づく国や県の支援があります。地域間の幹線や幹線につなぐ地域内フィーダー路線への支援、そして車両の減価償却費等の補助が主な内容で、地域公共交通網形成計画、そして実施計画を策定、認定を受けることにより、支援の対象となる要件が緩和されます。これは、最低輸送量が、通常その計画がない場合は15人以上なんです、それが3人以上ということで、緩和される。1日の最低輸送量ですね。小型車両の補助対象化、それから車両購入時の一括補助等の要件が緩和されるという内容でございます。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番(齊木 亨君) ただいまの話によりますと、バスすることに特に限ったように聞かしていただきました。今後、三江線が廃止後、沿線の市町の交通インフラ及び体系の確立について、国土交通省鉄道局長のお話のとおり、県と国の支援があるものと理解してよろしいでしょうか。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 白石地域振興部長。

[地域振興部長 白石欣也君 登壇]

○地域振興部長(白石欣也君) 新しい交通システム、バスの交通システムですが、それを今から路線、それからダイヤ、便数等を具体的に地域それぞれの状況に応じて検討し、運行の計画をつくっていくと。それに基づきまして、先ほど言いました地域公共交通網形成計画を、沿線全体のものをまとめる。そしてその実施計画もつくっていきますので、それにより、国、県の支援、補助金が受けられるという内容でございます。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)



○副議長（新家良和君） 齊木議員。

〔18番 齊木 亨君 登壇〕

○18番（齊木 亨君） また、この協議会とは別に、同時に地元協議会と検討会議というものが、中国運輸局によって設定されますが、鉄道事業法に基づく地元協議会についてお伺いします。

この質問は、私、ちょっと12月以前にこしらえておまして、新聞発表なり、この前の全員協議会の説明の中で受けたこととかなり重複しておりますので、改めて確認の意味で質問を進めさせていただきます。

今申しました地元協議会と検討会議、その団体の役割を具体的にお聞かせください。

（地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 白石地域振興部長。

〔地域振興部長 白石欣也君 登壇〕

○地域振興部長（白石欣也君） この地元協議会を設置していくということで、地元協議会については、今月開催の予定ですが、これは廃止予定路線における代替交通の確保などの調整を目的とし、設置するものです。県知事から開催の申し出を受けて、地方運輸局長が開催するもので、広島、島根両県知事、沿線6市町の首長、JR西日本米子支社長が委員となります。具体的な協議内容は、代替バス運行計画の決定、そして運行主体の調整や選定などが行われる予定です。

そして、具体的に路線等を検討し、素案をつくる組織として、検討組織をその下に設けていきますが、これはもう一つ、先ほどの公共交通網の形成計画を策定するための法定会議も設置するんですが、その法的会議や地元協議会の協議事項の実務を行う組織としてつくっていきます。代替バス等のルートや運行回数、ダイヤ、停留所の位置や運賃など、運行計画の案を検討する組織としております。

（18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 齊木議員。

〔18番 齊木 亨君 登壇〕

○18番（齊木 亨君） まず、地元協議会はバス事業者の決定や運行の計画を決めるとありますが、沿線地域、特に三次市、安芸高田市、島根県邑南町の声が反映されていくものかお伺いします。これはあくまでも地元の声として。

（地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 白石地域振興部長。

〔地域振興部長 白石欣也君 登壇〕

○地域振興部長（白石欣也君） 三江線の廃止に伴う代替のバス交通システムをつくるには、現在の利用者の声ということが一番重要だというふうに捉えております。そういった意味では、過去に行った実態調査はもとより、現在、利用者についての運行、実際に三江線に職員が乗りまして、利用者の実態調査を先般した経緯もございます。また、今後、細かな路線の案をつくった段階で、いろいろ地元へ御意見をいただくという機会も持っていきたいというふうにも考えております。

また、先ほどの組織的には地元協議会は法定協議会のもとで、検討組織を設置していきますが、さらにその下に沿線地域を3分割して、分科会を設けまして、本市が関係する分科会は石見都賀から三次の間の分科会ということでございますが、安芸高田市や島根県の邑南町と構成するようになります。その分科会で、沿線地域との意見交換を行う中で、できる限り地域の要望を反映できるよう、素案の作成を進めていく考えでございます。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番(齊木 亨君) この分科会は、この沿線地域を3つに分けるものと思いますが、その中で三次から江津までの間、JRのほうの提案で、直通バスが何本かあるように聞いております。この話について、また3本の路線に分割された中との整合性とか、とりあえず聞きます。このJRの直通バスというのはございますか。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 白石地域振興部長。

[地域振興部長 白石欣也君 登壇]

○地域振興部長(白石欣也君) 現在、代替交通のバス路線について、これから検討を始めるという段階でございまして、直通路線を置くかどうかということについても、まだ検討する前の段階ということでございます。ただ、三江線の期成同盟会のもとで検討会議を設置し、そこで代替システムの研究をした経緯の中では、直通路線についても検討をしております。ですから、そういったものも含めて、それぞれ3分割して分科会の中での路線だけでいいのか、あるいは直通が必要なのかというのも、この検討組織のほうで研究、検討をしていきます。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番(齊木 亨君) わかりました。この沿線の状況を見てみますと、例えば宇都井地域とか国道375号線から外れる地域がございまして、それは恐らくそこら辺の地域の声も、反映されるものと思います。

さて、広島県側を運行するバス路線について、ちょっと質問を進めていきますが、先般、作木町自治連合会の要望にもございましたように、バス路線として、国道375号線を運行するよう、三次市長、三次市議会議長宛てに要望書を出されておられますが、この方向で計画が進むと理解してよろしゅうございますか。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 白石地域振興部長。

[地域振興部長 白石欣也君 登壇]

○地域振興部長(白石欣也君) 作木の自治連合会からの御要望ということで、三江線代替交通システムの中で、国道375号の利用ということもお伺いしておりますが、具体的な計画は、先

ほども申しましたように、これから路線について検討を進めていくという段階でございますので、広く地域の皆さんの意見を聞かしていただきながら、計画を作成していくということでございます。現段階で375号を通るようにするかどうかについては、まだその検討が十分進んでいないということで御理解をいただければと思います。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長（新家良和君） 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番（齊木 亨君） これまで、三江線があることによりまして、江の川を挟んだ対岸の地域の道路整備は進められてきましたが、沿線地域では、三江線があるがために置き去りにされてきた部分もございます。三江線が廃止されますと、これからは江の川流域の活性化や地域の交流のために、対岸とのつながりもよくしなければならないと考えます。そのための交通インフラ整備も、同じく考えていかなければならないと思います。

今年10月25日、三江線改良利用促進期成同盟会の同盟会長的美郷町景山町長、副会長の本市増田市長、安芸高田市の浜田市長が、湯崎広島県知事に、廃線後の交通体系の整備に対する支援を要望されておられます。また、広島県議会議長へは、沿線市町の安芸高田市、高宮町地域振興会連絡協議会や作木町自治連合会や島根県邑南町江の川鉄道応援団、邑南町口羽地区振興協議会、同じく邑南町 I N A K A イルミ実行委員会が請願書を出しております。その請願の中で、特に江の川の沿線を運行するバス路線、改良のめどには立ったと申しましたが、私、国道375号線を通すほうが時間的にも、安心・安全の上で最良と思います。

その場合、まだ決まっていない話を進めますが、川を挟んだ安芸高田市におきまして、住民がバスを利用するためには、375を使うとしてですよ。三次市側に渡る江の川にかかる橋の新設や橋の橋梁の整備、かなり古くなった橋もございます。そういう整備も必要と考えます。三江線の廃止までには、まだ間に合わないと思いますが、広島県知事も主体的に役割を果たすと約束されておりますし、先ほど質問した中で申しましたように、国からも支援がいただけるようなので、このたびしっかりとした計画のもと、安芸高田市の三江線沿線側から三次市側に渡るための橋梁の新設や既設の橋梁の整備についてお願いしていくことを、早期に、作木町自治連合会の要望も踏まえて、安芸高田市と対応を協議されないかお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○副議長（新家良和君） 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長（増田和俊君） 三江線の廃止後の御質問でございますが、この廃止後の問題については、既に議会の皆さんへ、さらには住民の説明会として5回を開催していく中で、残念な思いとあわせて三江線の廃止後の新たな交通システムとして、バスを中心として効率性と、また持続可能な交通システムとして、全力を挙げていきたいということを申し上げてきたつもりでございます。そういう旨は、当然ながら広島県湯崎知事を始めとした皆さんにも伝えておりますし、期成同盟会としての思いも伝えております。それが、現時点の状況でありまして、今、御質問

の対岸からの橋梁問題については、これは私自身でなしに三次市として、また市長として計画を持ち、また要望した案件でございませんので、当然、三次は三次市としての375を中心とした改良問題とかいろいろございますし、対岸の安芸高田市にもございます。今おっしゃったことは、今後の課題であろうと思っておりますが、私自身はそれ以上のコメントは差し控えさせていただきますと思います。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番(齊木 亨君) 今回はJR三江線の廃止という現実、安芸高田市と、また国と県としっかり協議しながら、話を具体的に進めていってほしい。そういう気持ちで、対岸の方のそういう都合もあわせて考えましたので、質問をしております。今言われたように、また今後の課題として、また話の進展によりまして、また私も質問をつくってみたいと思います。

次に、深刻な鳥獣被害についてということで、ツキノワグマの保護管理について質問を進めていきたいと思っております。

さて、今年は秋になりましてから、農産物や果樹の鳥獣による被害が一段と深刻になってきております。作木町内森山地区に梨生産農家9戸が、高齢化や後継者不足の中、生計を立てるため細々と秋の収穫のときを楽しみに、梨を栽培しておられます。有害鳥獣の駆除では、夏のカラス、ヒヨドリの被害、イノシシの被害については、市の有害鳥獣駆除事業と各農家の数々の努力で、今のところ被害を最小に食い止めております、イノシシにつきましては、捕獲おりや箱わなで駆除しておりますが、今年は駆除数もかなり増えております。

そのような中、数年前から猿の畑、作物や果樹等に被害が少しずつ増えており、これまでは、捕獲おりを市のほうで設置していただきましたが、現在のところ、おりの近くまでは来ている様子ですが、今年は比較的山に食べ物が多いためか、まだ実績はございません。現在、猟友会に餌の管理をお願いしているところですが、畑の作物の被害は、昨年より今のところ少ないようございます。

今回の質問は、鳥獣被害のうち、ツキノワグマの被害について質問を進めますが、この10月に入りまして、梨栽培農家の二十世紀梨、これの収穫が終わったころから、今度10月以降にとれる新興梨とか愛宕梨、そういう遅梨ですね。一般にいう遅梨なんですが、これがツキノワグマによる食害が出てきました。農家によりましては、今年の遅梨の収穫の半分を食べられたり、その量は一晩に50個以上の梨を食べられることもありまして、被害を抑えるため、農家の方は早目に収穫をしておられます。聞いてみますと、ほとんどの農家は梨とそれ以外に栽培しているリンゴや柿まで被害が及んでおり、その様子は、作木支所の職員が設置した監視カメラで、被害の状況の一部を撮影した映像を撮っております。食害の状況がございました。

作木町内では、この地域だけではなく、町内全域で同時に数匹のツキノワグマによる民家の柿や他の果樹の食害が起きており、医者も青くなるほどの健康食品であります柿やこれからの時期の贈答用に栽培された梨が、目の前の木から熊の胃袋のほうへ消えております。貴重な冬

の収入が入らない状況になっており、また近隣の布野町、君田町でも、柿の木は同様の被害をこうむっております。また、秋の楽しみとします山菜やキノコの採取も、山に人が入ると、熊と接触する危険度が高くなっておりまして、その危険を避けるため、キノコ狩りを控える傾向がございます。その影響でありまして、産直に出てくる天然キノコの量も、今年は次第に減ってきております。

ところで、広島県は特定鳥獣保護管理計画のもと、ツキノワグマの保護管理を行っておられるところですが、このような食害の事態が市内及び町内あちこちで急激に発生していることは、ツキノワグマの生息数が計画的な保護管理の範囲から外れてきているとしか思えません。市がほかの鳥獣被害にはそれなりに対処しておられることについては、非常に助かっていると理解をしているのですが、さすがにツキノワグマとなりますと、鳥獣保護法によって、銃による狩猟しか認められておりませんが、広島県、島根県、山口県などのほかの他の20府県では、関係省の省令や県の条例で熊の狩猟が禁止されていて、有害鳥獣駆除員やクマレンジャーも手が出せないでいるのが現状でございます。

捕獲許可について、農林水産業や人の環境に被害を及ぼす場合は、県の許可を受けて捕獲することができるのとあり、今年は箱わなによる県の捕獲許可を受けていただいているところで、作木町にも市から熊用の箱わなを被害地区に1基、設置していただいていることには感謝いたします。

広島県も特定鳥獣保護管理計画のもとに、ツキノワグマの保護管理を行っておられるところですが、このような問題行動を起こす熊や市内及び町内あちこちで急激に発生していることは、この食害の被害ですね、ツキノワグマの生息数が、先ほど申しました計画的な保護管理の範囲から大きく増えていると思いますのですが、まず広島県の特定鳥獣保護管理計画に、ツキノワグマの保護管理をされていると思いますが、どのような管理をされているのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

(産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 花本産業環境部長。

[産業環境部長 花本英蔵君 登壇]

○産業環境部長(花本英蔵君) ツキノワグマの保護管理の方法についての御質問でございます。

西中国地域の広島県、島根県、山口県に生息するツキノワグマは、環境省のレッドデータブックでは、絶滅の恐れのある地域個体群とされておりまして、3県ともツキノワグマは保護の対象としております。西中国地域個体群という同一の繁殖集団に属しているため、当該地域を管轄する広島県、島根県、山口県の3県が連携し、平成14年度に共通の計画を策定し、その計画に基づき、保護施策、被害防除施策、モニタリング調査など一貫した対策が行われております。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番（齊木 亨君） そこで、個体数管理をされていると思うんですが、どのような管理と、県と市はどのように把握されているのかお伺いします。

（産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 花本産業環境部長。

〔産業環境部長 花本英蔵君 登壇〕

○産業環境部長（花本英蔵君） 個体数の管理の方法でございます。

ツキノワグマの個体数につきましては、学識経験者、狩猟団体、自然保護団体、関係行政機関で構成される西中国ツキノワグマ保護管理対策協議会が、各県、市町猟友会、研究機関などから、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況などの情報を集約し、基礎データとして取りまとめ、個体数を推定しています。

（18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 齊木議員。

〔18番 齊木 亨君 登壇〕

○18番（齊木 亨君） 個体数の中ですが、当初保護計画が始まったころと、現在、どのぐらいの割合で増えているのか。わかれば教えていただきたいと思います。

（産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 花本産業環境部長。

〔産業環境部長 花本英蔵君 登壇〕

○産業環境部長（花本英蔵君） 具体的な個体数でございますが、平成21年度から22年度の推定調査結果でございますけれども、幅を持たせての推測でございますが、約450頭から1,290頭ということで、中央値で申し上げますと約870頭と推定されております。それが前回の平成16年から17年度の調査結果の幅を持たせて約300頭から約740頭、これは中央値約520頭ということでございますが、そのときより増加している状況でございます。

（18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 齊木議員。

〔18番 齊木 亨君 登壇〕

○18番（齊木 亨君） 22年まではわかりますね。最近の25年、26年の新しい数字については、今のところまだはっきりした数字がわかりませんか。最近の様子を見ますと、かなり頻繁な目撃情報も聞かしていただけるようでございますし、今の16年度からの分は中央値が570、22年までが870ということですが、これではまだ倍増したとかそういう感じはございませんけど、もし最近の新しい数字がわかりましたら。

（産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○副議長（新家良和君） 花本産業環境部長。

〔産業環境部長 花本英蔵君 登壇〕

○産業環境部長（花本英蔵君） 今申し上げました22年度、そういったときの数字しか今持ち合わせておりませんので、もしわかるようでしたら、後ほどまた申し上げたいと思います。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番(齊木 亨君) それでは、ちょっと次の質問に移ります。

ツキノワグマへの今後の対策はということで、話を進めさせていただきます。

いずれにしても、住民と野生動物の生活境界の整備をする必要がございます。また、住民に他の自治体を実施した効果のある被害対策手法、また啓発普及することも必要と思いますが、そのような題材がございますでしょうか。

(産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 花本産業環境部長。

[産業環境部長 花本英蔵君 登壇]

○産業環境部長(花本英蔵君) 効果的な被害防除の啓発でありますとか普及についてということですが、ツキノワグマの被害防止対策は、電気柵の設置などによる侵入防止対策でございますとか、農作物の残渣などの除去、放任果樹の伐採ややぶなどの刈り払いなどを行い、鳥獣を寄せつけない環境を整備する環境改善対策を集落ぐるみで取り組むことが効果的であり、推進しております。また、広島県ツキノワグマ対策協議会が、小学生を対象に熊の生態や人身被害を防止するための知識や、熊と出会ったときの対処法などの学習会を開催しており、引き続きこれらの対策を推進してまいります。

今年は、全国的に見てもツキノワグマの大量出没年に当たっておりまして、本市におきましても、11月22日現在、76件の目撃、痕跡情報が寄せられており、昨年度の32件を上回る状況でございます。今後は、ツキノワグマの生態や特性に関する正しい知識の習得、人身事故の防止、被害防止対策の考え方などを広く啓発、普及するため、県と連携し、住民向けの研修会を実施していきたいと考えております。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番(齊木 亨君) 全体的な個体数の管理だけでなく、農作物を食害する熊や民家の近くに出没を繰り返す熊などは、先ほどお話ししました問題行動を起こす熊として、それを減らすための取組や錯誤捕獲という、その状況につきまして、本年度の現在までの本市の捕獲状況、そういういったものをお伺いします。

(産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 花本産業環境部長。

[産業環境部長 花本英蔵君 登壇]

○産業環境部長(花本英蔵君) 2点御質問をいただきました。

まず、問題行動を起こす熊を減らすための取組についてでございます。

問題行動を起こす熊とは、人里へ何度も出没し、容易に農作物などを採食することを学習し

た個体であり、侵入防止、環境改善などの対策を実施することで、抑制を図っています。これらの被害防除対策などを実施しても、問題が解決しない、捕獲以外に効果的な問題の解決策がない状況の場合は、県へ有害捕獲の許可申請をして、捕獲を実施しています。

次に、今年度の捕獲状況でございます。

本市におきましては、本年度11月に県へツキノワグマの有害鳥獣捕獲許可申請を2件行っていますが、現在のところ、有害捕獲における実績はございません。一方、11月15日から狩猟期間に入ってから、狩猟者が仕掛けた箱わな、くくりわなにより、4件のツキノワグマの錯誤捕獲がありました。そういう状況でございます。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長（新家良和君） 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番（齊木 亨君） 実は、今朝ほど作木支所のほうで目撃情報をちょっと聞いてまいりましたが、最後の捕獲を、錯誤捕獲をしたその後、ちょっと被害が、倉庫荒らしいですか、熊に被害に遭う前に、梨を倉庫のほうへ一旦全部収穫されてとられたその倉庫から、トタンを剥がれて、中の梨をひっくり返して、どうも食べた。そういう件を聞いております。農家の方は、梨を強固なシャッターのついた車庫のほうへ移動されて、次の被害はなかったと聞いております。ただし、次の日も翌日も、どうも餌を探しに来たふうだということを知っておりますが、それ以後の被害状況というのが、今のところぱったり消えたような感じでございます。

これからのツキノワグマの保護については、生息状況、被害の状況、捕獲の状況、また住民の意識とか意見とかそういうものを加味して、個体数の把握に努めて、今後の計画に、保護獣のままでよいか。果樹などの被害状況や出没頻度の状況から、生息数の増加が明らかになっていると思います。狩猟獣にするなど、来年度以降の保護計画、これが、広島県は保護計画が来年3月31日までにあると思いますが、それ以後の規制の緩和に向けた方向とか、そういうものを考えていただくよう、県に意見の具申をしていただきたいが、いかがでございましょうか。

(産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○副議長（新家良和君） 花本産業環境部長。

[産業環境部長 花本英蔵君 登壇]

○産業環境部長（花本英蔵君） 規制緩和についての県への意見具申と申しますか、提言という御質問でございます。

ツキノワグマの生息数につきましては、平成21年から先ほど申し上げました22年度の推定調査結果でございます。それからちょっと資料をめくっておりますが、ちょっとこれより新しいのが出てきませんので、御容赦いただきたいと思います。そのとき、平成21年から22年度の推定調査結果では約450頭から1,290頭ということで、重複しますが、中央値で約870頭と推定されております。前回の平成16年から17年度の調査結果の約300頭から約740頭ということで、繰り返しになりますが、中央値は約520頭、それより増加しておるということでございます。

環境省の鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針におきまして、



ツキノワグマは広島県、島根県、山口県のほか14県では、平成29年9月14日までの期間、捕獲が禁止されています。本年10月に、環境省から指針の見直しに当たって意見照会がありまして、本市としてはツキノワグマの出没状況から、生息域の拡大、個体数の増加による生活圏への出没状況などから、人身、農作物などの被害リスクが高まっていると判断し、広島県に対し、捕獲禁止の解除を求める旨の回答をしております。

(18番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○副議長(新家良和君) 齊木議員。

[18番 齊木 亨君 登壇]

○18番(齊木 亨君) 非常にありがたい。今のところ、狩猟者も熊を見たら、もう逃げるか、もう発射することができないということで、昨年も1人、発射したために狩猟免許の取り上げがあったようなことで、熊より狩猟者のほうが減ってくるんじゃないかいう、ちょっとおそれがあります。熊を退治できる状況いうのも、ちょっと言葉が悪いですが、個体数の管理ができる状況もつくっていただくということが、今の狩猟鳥獣の保護獣の関係では必要な課題ではないかと思えます。

ぜひとも、兵庫県も課題に向けて、保護獣を外しておられることで聞いております。広島県、島根県、山口県も同じような考えで、今後、話を進めていただければ、この近辺の山のほうで私も住んでおりますが、その辺の住民の安心・安全も確保されるんじゃないかと思ひ、ぜひ県のほうへも働きかけをしていただきたい。そういうことで、今回の質問を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○副議長(新家良和君) 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思えます。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 3時58分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月6日

三次市議会議長 亀井源吉

三次市議会副議長 新家良和

会議録署名議員 黒木靖治

会議録署名議員 横光春市